

令和 7 年 6 月定例会 総務常任委員会記録

令和 7 年 6 月 18 日（水）

令和 7 年 6 月 20 日（金）

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

令和 7 年 6 月 18 日（水）	7 頁
令和 7 年 6 月 20 日（金）	69 頁

令和 7 年 6 月 定例会 日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 18 日（水）	審査日程の決定 政策部審査 議案乙第16号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） 鳥栖市市制施行 7 0 周年記念事業に関する結果報告について 〔報告、質疑〕 総務部、選挙管理委員会事務局審査 議案乙第16号、議案甲第23号・第27号・第28号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第16号、議案甲第22号・第24号・第25号 〔説明、質疑〕 意見書案 安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求め る意見書について 〔協議〕

第 2 日	6 月 20 日（金）	意見書案 安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書の委員会発議について 〔採決〕 自由討議 議案審査 議案乙第16号、議案甲第22号～第25号・第27号・第28号 〔総括、採決〕 所管事務調査 鳥栖駅・新鳥栖駅周辺整備事業について 〔説明、質疑〕
-------	-------------	--

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 7 年 6 月 18 日付託〕

議案乙第 16 号 令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第 22 号 鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例〔可決〕

議案甲第 23 号 佐賀県競馬組合規約の変更について〔可決〕

議案甲第 24 号 専決処分事項の承認について〔承認〕

議案甲第 25 号 専決処分事項の承認について〔承認〕

議案甲第 27 号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスター
の作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選
挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改
正する条例〔可決〕

議案甲第 28 号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例〔可決〕

〔令和 7 年 6 月 20 日 委員会議決〕

2 その他

安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書の

委員会発議について〔可決〕

〔令和 7 年 6 月 20 日 委員会議決〕

3 報 告

鳥栖市市制施行 70 周年記念事業に関する結果報告について（総合政策課）

令和 7 年 6 月 18 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長 中垣秀隆

政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣

駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範

駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長 山内一哲

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課DX推進係長 大塚隆正

総務部長 小柳秀和

総務課長 田中秀信

総務課防災対策監 村上敏章

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 中山和憲

契約検査課長 加藤正彦

契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂

選挙管理委員会事務局長 三橋和之

選挙管理委員会事務局次長 縄田明久

市民環境部長 緒方守

市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼

消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 脇友紀子

市民課参事兼課長補佐兼市民係長 下川有美

保険年金課長 槇浩喜

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

税務課長 楠和久

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長 増田義仁

環境課環境推進係長兼環境施設調整室施設調整係長 佐藤義勉

環境課温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

鳥栖市市制施行70周年記念事業に関する結果報告について

〔報告、質疑〕

総務部、選挙管理委員会事務局審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第23号佐賀県競馬組合規約の変更について

議案甲第27号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作

成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙におけ

る選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第28号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第22号鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関

する条例

議案甲第24号専決処分事項の承認について

議案甲第25号専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

意見書案

安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書について

〔協議〕

6 傍聴者

4人

7 その他

なし

午前10時38分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和7年6月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

中村直人委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案1件、甲議案6件となっております。

審査につきましては、本日18日は政策部、総務部、市民環境部の順で関係議案の審査を行い、明日19日は休会、20日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。また、20日は採決の後に所管事務調査を行いたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますよろしくお願いします。

江副康成委員

すいません、私のほうから一つお願いなんですけれども、実は昨日、議運に諮った意見書がございまして、その中の話で所管の総務常任委員会のほうで、ちょっと話してもらったほうがいいんじゃないかという話になりましたんで。

ぜひ、関連する市民環境部の審査の中で、それも取上げていただけないかなあというふう  
にちょっとお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

中村直人委員長

その件につきましては、審査日程の中に入りますので、大卒の審査日程を決めて、中身についてはまた別問題ですので、審査日程の順番だけを決めております。

ですから、甲議案なら甲議案の中で、そういったものを提出していただければこちらのほうでお諮りをいたしますので、今、大卒の審査日程についてお諮りをしております。そういうことで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

皆さん、現地視察についてどこか御希望があれば、本日の終わりまでに私のほうに言っていただきたいと思います。

なければ、20日は現地視察を行わず自由討議、総括、採決とすることについて御確認をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

それでは現地視察、行きたいところがあれば副委員長のほうに、本日の委員会終了までに申出ていただきたいと思います。

それでは、これから委員会審査を行っていきますので、政策部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時41分休憩



午前10時43分再開

再開いたします。

これより政策部関係議案の審査を行います。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

政策部

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

- 14 -

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

資料につきましては、書記からタブレットに送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

#### **田中大介総合政策課長**

それでは、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、政策部関係分について御説明申し上げます。

資料は、2ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の内示に伴う補正2億3,250万円につきましては、令和6年度に実施した定額減税調整給付において、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方等へ不足額を給付するものでございます。事業につきましては、引き続き税務課において事業を実施いたします。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

その下、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、旧デジタル田園都市国家構想交付金でございまして、補正額2,233万円につきましては、自治体DX推進事業、書かない窓口充実事業、電子契約システム導入事業及び教科「日本語」教科書改訂事業が、交付対象事業として採択されたことにより補正するものでございます。

なお、自治体DX推進事業、書かない窓口充実事業の一部につきましては市民課から、電子契約システム導入事業につきましては契約検査課からそれぞれ御説明することといたしております。また、教科「日本語」教科書改訂事業につきましては、歳出を当初予算に計上しており、今回の採択により財源の組替えを行うこととしております。

その下、デジタル基盤改革支援補助金3,783万8,000円につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債1,990万円につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金を財源として実施する事業の財源として起債するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料、3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4情報管理費、節11役務費につきましては、国政選挙L G W A N環境の通信料でございます。

節12委託料の書かない窓口システム導入等委託料につきましては、委員会資料5ページを

お願いいたします。

事業名、自治体D X推進事業（「書かない窓口」充実事業）でございます。事業の目的といたしましては、国の自治体D X推進計画により、既存の総合受付支援システムの改修、新たに総合受付支援システムの導入を行うことで書かない窓口を充実し、住民サービスの向上を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、現在市民課に配置している事前申請が可能な総合受付支援システムを高齢障害福祉課、こども育成課、保険年金課の窓口配置し、その端末にカードリーダーを追加することで、申請手続のさらなる簡略化を目指すものでございます。また、市民ホールに多言語顔認証に対応したタブレット兼カードリーダーを設置し、外国人も利用しやすい書かない窓口を推進し、併せて、市民の方への窓口案内、動線誘導を行うものでございます。

下の図のシステム概要について、御説明いたします。

図の左側が、総合受付支援システムの改修に係る分でございます。市民の方がスマートフォンに申請に必要な事項を事前に入力すると、スマートフォン上にQRコードが生成されます。

市役所来庁時に、窓口でそのQRコードをタブレットのカメラで読み取ると必要事項が印字された申請書がプリンターから出力される仕組みでございます。また、御本人のマイナンバーカードを窓口のカードリーダーに読ませると氏名、住所、生年月日、性別の4情報のうち、申請に必要な情報が印字された申請書がプリンターから出力される仕組みの、2系統での運用を予定しているところでございます。

図の右側が、総合受付支援システムの導入に係る分でございます。

市民ホールに設置する機器のカードリーダーに、マイナンバーカードなどを読ませると顔認証カメラで本人確認を行い、4情報を取り込みます。

次に、画面イメージにあるようなカテゴリに対応した申請手続が表示され、必要な手続を選択すると、4情報のうち申請に必要な情報が印字された申請書や申請窓口を案内した紙がプリンターから出力される仕組みを予定しているところでございます。

予算額といたしましては、既存総合受付支援システム改修が849万5,000円。新規総合受付支援システム導入が1,181万3,000円となっているところでございます。

委員会資料、3ページにお戻りください。

ネットワーク環境構築委託料につきましては、国政選挙等に係る投開票速報オンラインシステムの運用開始に伴いまして、開票所の国政選挙L G W A N環境構築にかかる経費でございます。

その下、情報システム改修委託料につきましては、委員会資料 6 ページをお願いいたします。

事業名、自治体 D X 推進事業（基幹系情報システム標準化移行事業）でございます。

事業の目的といたしましては、国の自治体 D X 推進計画によりまして自治体情報システムの標準化・共通化を推進し、住民の利便性向上や業務の効率化を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、令和 7 年度までに、自治体の基幹系システムの標準化・共通化及びガバメント・クラウドへのシステム移行を行うものでございまして、当初予算に計上し切れなかった障害者福祉、子ども・子育て支援の 2 業務に係る経費といたしまして 3,783 万 8,000 円を計上いたしております。

委員会資料、3 ページにお戻りください。

節 13 使用料及び賃借料 3,402 万 4,000 円につきましては、ガバメントクラウドに係る経費といたしまして、AWS——アマゾンウェブサービスに対する使用料の、現時点での見込額が判明したため補正するものでございます。

#### **田中大介総合政策課長**

資料の 4 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 9 企画費、節 7 報償費、都市広場西側オフィススペース創出事業に係る公募型プロポーザル選定委員謝金 2 万 2,000 円につきましては、サンメッセ西側で計画中のオフィススペース創出事業に際し、公募型プロポーザルを実施いたしておりますが、その審査を行う際の外部審査委員の報償費でございます。

その下、節 12 委託料、企業版ふるさと寄附支援委託料 28 万 6,000 円につきましては、本年 3 月までに寄附が実行されました企業版ふるさと納税 4 件、140 万円に対し成功報酬額として 20% に消費税を加えた 30 万 8,000 円から当初予算額の 2 万 2,000 円を差し引いたものでございます。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

続きまして、繰越明許費について申し上げます。

資料は、7 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、款 8 土木費、項 4 都市計画費、事業名、鳥栖駅周辺整備事業、翌年度繰越額 3,187 万 3,000 円につきましては、鳥栖駅東短期施策の検討に時間を要しており、当初予定しておりました工期を延長する必要があることから繰り越すものでございます。

事業名、新鳥栖駅周辺整備事業、翌年度繰越額 944 万円につきましては、新鳥栖駅東側の土地地区画整理事業未実施の土地について、現状の課題を整理し、まちづくりの検討を行うものでございまして、必要な履行期間を確保するため、委託料につきましては繰り越すものでござい

ざいます。

以上で、説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

5 ページの書かない窓口充実事業について、お尋ねさせていただきます。これは市民課に入った当初より、私、御指摘もさせてもらいよった分もあるんで、かなり興味がある部分なんですけど、今回、高齢障害福祉課、こども育成課、保険年金課の窓口にも置く、要は市民課も含めてその4つの課が連動するっていうことになるんだろと思うんですけど、要は書かない窓口、どこまでを書かなくて済むのかっていう部分を。

ちょっとこれを見てても、もちろん情報を入れてっていう手続上で、どこまで簡素化ができるようになるのかというのを1回ちょっと教えていただいてもいいですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

現時点におきまして、それぞれの端末については、現時点では行われていない運用でございます。

現時点ではどこまでかという部分につきましては、あくまでもマイナンバーカードに記載されている4情報ですね——住所、氏名、生年月日、性別のうちから申請に必要な情報が申請書に印字されるという仕組みで運用を始めたいと思っています。

ただ、将来的には基幹システムの標準化後、鳥栖市の基幹系が保有するデータベースが一元化することも予定しておりますので、最終的にはそこと連動した形でシステムのほうは構築を、発展させたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

今までも市民の皆さんから聞くお声で多かったのが、転入、転出で入ってきたとき、あと一つが、おくやみがあった際。

おくやみの場合は、当事者じゃない方がもちろん来るっていう部分で、やっぱりそのときに、その方がもともと契約されてる水道、もし今回、載ってない水道の契約にしてもしかり、契約解除だったり契約をするっていう部分で、その辺が困るって。

それで基礎情報だけでも載ってればっていう部分と、どこに行けばいいのかっていう部分をどう案内できるのかっていうのが問題だっていうのをずっと言われてて、今回の中でも4

課でそういう運用があると。要は、この中で引っ越しとか外国人の方向けっていう、隣の部分の表でもあるんですけど、引っ越しに対してとかやったら、やっぱり水道とかそういう部分への連携とかも必要になるだろうと思うんですけど、その辺をどう見せてあるのかなと。

要は一括して、ある程度のことができるようになるシステムまでを目指していращやるのかどうかっていうのを。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

図の左側の部分につきましては、あくまでもその課に特化した手続だけを登載して、申請書に記入が不要な形でサービス向上を図るものでございます。

それで右側の部分は、先ほど言われましたようにカテゴリーに関連した申請書が全部出てきますので、そういった部分で池田委員がおっしゃるのは、右側の運用の部分でサービス向上が図られるものと考えております。

以上です。

#### **池田利幸委員**

最後です。その右側の運用のときに、引っ越しとかに特化した分で、申請書は全部でこれですよって行って出てくるところには、基礎情報としての名前、住所とかは入るのか。同じことを何枚も書くのが面倒だっていう、これはもう一連して、その情報まで最初に登録しとけば基礎情報は入れてもらった状態で出てくるっていうことでよろしいですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

はい、そのとおりでございます。

#### **江副康成委員**

同じく今のところで、カードリーダーによる情報の取り込みは、書かない窓口ということで、4情報を取り入れるというのはよく分かるんですけども、マイナンバーカードは結局、本人を確認するための手段でもあるし、あと写真で確認する分があるじゃないですか。

ただ、写真の偽造、表の顔と中身のカード、中に入ってる本当の本人と違うというところがあるみたいですけど、読み込みはするにしてもそのあたりの本人確認のチェック体制みたいなやつは、今回どんなふうに考えられているのかなと。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

顔認証につきましては、マイナンバーカードについては、ICチップの中に格納されている顔写真のデータとの照合で今、予定しているところでございます。それに伴いまして、本人確認の厳格化を行いたいと考えております。

以上です。

#### **江副康成委員**

ありがとうございます。

同じく、情報政策課のほうに確認の意味で聞きたいんですが、3ページでネットワークの環境構築委託料で国政選挙L G W A N環境構築業務委託料ってあるじゃないですか。国政選挙のL G W A Nは、どの部分をされるのか。今、国政選挙でもほかの先進地とか行くと——鳥栖市もまちセンで選挙やったりするじゃないですか。

そういうところにもL G W A Nを入れているところもあるみたいやし、選挙のどの部分の業務に対して今度構築されるのかというのを教えていただけませんかでしょうか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

国政選挙L G W A Nの環境構築につきましては、あくまでも開票速報に関して、国政選挙の開票についてはL G W A Nで情報を流すようにという制度が創設されましたんで、現在、大半が市民体育館で開票のほうをさせていただいておりますが、市民体育館にL G W A Nの環境がないもので、その部分に対してネットワークの環境構築を行うものでございます。

#### **江副康成委員**

今のお話聞くと、市民体育館で開票することが多いですけども、たまにサンメッセでやることもあるじゃないですか。そういった場合には、どうするのかなと思って。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

委員おっしゃられるように、場合によってはサンメッセになることもございます。

ネットワークの構築をどのようにするかという議論を内部でする中でも当初、有線でのネットワーク構築のほうを考えてたんですけども、市民体育館とサンメッセ、それぞれ有線で行うよりも無線のネットワークを一つで、それを流用したほうがいいんじゃないかということで今回の無線環境での構築業務として計上させていただいております。

以上でございます。

#### **江副康成委員**

7ページで、繰越明許費の御説明があったんですけども、特に鳥栖駅周辺整備事業のほうで、当初予定した工期を延長する必要がある生じたということで、どういう工期を延長するのかという、その延長する工期の内容について教えてもらいたいと思います。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

今、えき・まちづくり協議会というのを開催しておりまして、もともと繰越しを前提としたものでございまして、10月に1回目、2回目を2月に協議会を開催しておりますので、3回目以降については、年度を繰り越すというものでございます。

以上です。

#### **江副康成委員**

全体が、約4,600万円について3,100万円の委託料で、おおよそ何か、大半残ってるなと思  
いながらですよ。何をやるのかなと、委託して何かをやってもらわなければならないですか。

その委託してやってもらうのは、どういう部分がまだ、今からお金を払うような形の作業  
が残ってるのかってやつをちょっと、確認の意味で教えてください。

**向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

今、駅東側のありようについて検討をしております。それぞれの案を今回、2案に絞り込  
んだと。

その2案について、費用面とか、事業期間とか、それから安全性とか、そういったものを  
深掘りするのに委託事業を行っているということです。

以上です。

**江副康成委員**

確認ですけど、そういったところはもう既にやってもらっていて、お金だけ払ってなくて、  
工期っていうか、仕事内容は進んでると思っていいんですか。

これ、何か大半の部分を今からやるということになるのかどうかという話ですけど。

**向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

おっしゃられておりますのは、この全体の金額は4,600万円程度、そのうち3,100万円を繰  
り越すもので、前金についてはもうお支払いをしているわけですね。

それで、もう、今まさにそれぞれの方法について深掘りをしております。事業期間も事業  
費も当時概算で出しておりますので、それを、より詳しく精査しているところでございます。

以上です。

**江副康成委員**

私の理解からすると、前金で払った分と成果が出たときの成果報酬というか、終わったと  
ころで払うと。

2段階で最終的に終わってないから、払えない部分がこれだけ残っているという理解で、  
よろしいですか。

**向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

そのとおりでございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

3ページのガバメントクラウドサービス使用料、これ正式につながる、移行するのは10月  
でしたっけ、11月か。

当然、その前に試験とかもあると思うんですけど、この期間っていうのは、何月からの分を取ってあるんですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

4月からの分でしておりまして、当初予算では、まだ使用料が不確定でございましたんで暫定的に3か月分として700万円計上させていただいております。そのあとの年間見込額がおおよそ判明したため、今回補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

4月からっていうことは、もう既に使用料を払ってるっていうことなんですけど、今、使ってるんですか、ガバメントクラウド自体。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

順次、システムが移行して、テストとかを行っておりまして使用しております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

分かりました。

それと、6ページ、ガバメントクラウドに移行を行うやつ、すいません、6ページというか主要事項説明書でした。

6ページの主要事項説明書でいくと、2項目、新たに移行作業に着手するシステムっていうのが、当初予算に載せられなかったっていう理由って何ですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

まず、この2項目が6月補正になった理由でございますが、介護保険につきまして遅れていて、ちょっと移行困難業務として進めておりましたが、介護保険の前倒しが可能となった部分がございます。その関係で、補助金の財源調整にちょっと時間を要したため6月に改めて計上し直したところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

予算、今回補正して、これ通って移行作業するんですけど、11月までっていう、期間的には大丈夫ですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

その調整をする段階において、後回ししても大丈夫な業務についてベンダーのほうと協議を行いまして、この2項目としたところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

5 ページの書かない窓口の中の、下の図の左のほうの図でいくと、一番最初スマホ等で事前準備ってあるんですけど、この場合は、何か専用のアプリみたいなやつを準備されるということですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

アプリ的なものを準備することで予定しております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ということは、アプリがあることが分らないと事前に準備できないですね。

だからこれって、例えば鳥栖市だけのアプリみたいな感じですか、それともどこの自治体でもこういうアプリで、それぞれの自治体で手続きできますよみたいなものですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

あくまでも鳥栖市独自の、アプリというかローコードとノーコードツールを用いたソフトで予定をしてるところでございます。

**松隈清之委員**

ローコード、ノーコードで自分たちで作るっていう意味ですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

できる部分については、職員ができるようなシステムで今、予定しているところでございます。

**松隈清之委員**

ありがとうございます。

ということは、キントーンとか使ってやるのかどうかわかんないですけど。

この事前準備の段階で、もう必要な情報は、例えばこの手続きをしたいっていうことになる、その手続きのところではスマホで入力を全部完了して、役所に来たらもう、ぴゅって紙が出てくるみたいなイメージで捉えていいんですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

この左図の上については、そのとおりでございます。

**松隈清之委員**

便利だと思います。それで、それができるのであればですよ、例えば同様にそれでコンビニ交付ってできないですか、役所まで来なくてもいいように。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

コンビニ交付につきましては、システムの全く別でございまして、国のサーバーとかが

ございまして、独自利用というのはなかなか難しいところでございます。

以上でございます。

#### **永江ゆき委員**

関連なんですけど、コンビニ交付っていうのは、ピッてしたらその申請書自体、申請書じゃなくて住民票なら住民票が出てくるんですね。こっちは申請書しか出てこないんですか。それから、また一つ手続きがいるっていうことですね。

なるほど、じゃあ、もう一つ右側の図なんですけど、引っ越し、子育て、外国人の皆様、年金というのがありますけど、これ何箇国語で考えられていますか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

現時点では、英語に加えましてネパール語、ベトナム語、あとやさしい日本語を予定しているところでございます。また、さらに言語追加ができるような仕様で今、準備を行っているところでございます。

#### **永江ゆき委員**

それは、一番最初の外国人の皆様っていうその日本語から入っていくんですか、それとも最初にネパール、ベトナムっていうボタンがあって、その後ですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

現在仕様のほう、プロポーザルの準備を行っておりまして、明確には決まっておりませんがイメージといたしましては、そこで押して言語を選択すれば、それが変わるというようなイメージを持っているところでございます。

#### **永江ゆき委員**

今からということですね。

そうしたら、逆に言えば最初にイングリッシュならイングリッシュとか、ベトナムならベトナムのボタンが、その母国であったほうがやりやすいのかなと思いますので、要望して終わります。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **伊藤克也委員**

すいません、4ページの、都市広場西側オフィススペース創出事業に関わる公募型プロポーザル選定委員会委員についてなんですが、何名ぐらいの委員の方を予定されているのかと、こういった専門の方に来ていただいてプロポーザルを行われるのか、この2点について教え

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

以上です。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

~~~~~

報告（総合政策課）

鳥栖市市制施行70周年記念事業に関する結果報告について

中村直人委員長

次に、議案外の報告があるそうですので、議案外の報告 1 件、お受けしたいと思います。
それでは、報告をお願いします。

中垣秀隆総合政策課長補佐兼都市デザイン係長

議案外報告といたしまして、鳥栖市市制施行70周年記念事業の結果について御報告いたします。

議案外報告資料の 2 ページを御覧ください。

鳥栖市市制施行70周年記念事業としまして、令和6年度に実施しました全体事業数は43事業でございます。その内訳としまして、市が実施する既存事業へ冠づけした事業が15事業、新規事業が12事業、市以外の団体が実施する既存事業が10事業、新規事業が6事業でございます。

70周年記念事業としての上乗せ分の歳出額としましては、全体で約2,500万円の上乗せを行っています。

次に、主な事業としまして、令和５年度の70周年記念事業のPR事業につきましては、横断幕、バナーフラッグなどを各所に設置するなど、市全体で70周年を祝う機運の醸成を図つ

てまいりました。

次に、令和6年度の象徴的な事業でございます70周年記念式典につきましては、第一部に記念表彰式、第2部にシンポジウムを実施しました。実施にあたりましては、一般財団法人自治総合センターのシンポジウム助成金を活用し実施しております。

3ページをお願いいたします、3ページから5ページにかけて、70周年記念事業の実績の一覧をお示ししております。

事業概要、事業への参加者数、歳出額、最終額の上乗せ額をそれぞれ表示しております。

主な事業について御説明します。

まず、令和5年度のプレ事業として、令和5年9月のNHKのど自慢からスタートし、令和6年4月以降は、本事業として様々な記念事業を実施してまいりました。

5月3日、4日、5日に実施されました高校野球ななまる交流試合におきましては、市内3校の高校が、熊本、長崎、宮崎、沖縄の九州各県の強豪校を招集した交流試合を実施し、野球、スポーツを通じ他校との交流を図ることができました。

6月2日に実施しました繰り返しになりますが、象徴的な事業であります記念式典におきましては、第一部で特別自治功労者表彰及び70周年記念感謝状を贈呈し、鳥栖市発展に尽力された方へ感謝を示す記念表彰式を開催し、第2部では、鳥栖市出身の木下晴香さん、オラキオさんをゲストに招き、市内高校生とシンポジウムを実施しました。来賓の方々や日頃から市政運営に御協力をいただいている方々に多数お集まりいただき、70周年の節目を祝うことができました。

4ページをお願いいたします。

8月11日にサガン鳥栖、10月13日にSAGA久光スプリングス、それぞれホームゲーム招待事業として市内小中学生の親子無料招待を行い、多くの来場者でにぎわいました。

8月11日のパスタとワインと音楽は、鳥栖駅西広場で行われ、10月19日、20日のらぁ麺FESTAは、スタジアムで行われたサッカー以外でのイベントでございまして、鳥栖駅の東西で市内外から多くの方々がお越しになりにぎわいを生んだイベントとなりました。

5ページをお願いいたします。

11月以降も各種様々な事業が行われております。

一番下になります、文化事業協会イベントにつきましては、文化会館で開催された22のコンサートや舞台等につきまして、70周年の冠づけを行い、市内外の多くの方々に広く鳥栖市をPRすることができました。

以上、記念事業につきましては、文化、スポーツ、各種イベントについて各課からの提案事業、各種団体への後援事業、70周年協賛イベント事業など、幅広い世代を対象とした事業

再開いたします。

~~~~~

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

これより、総務部関係議案の審査を行います。

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、総務部関係について説明をいたします。

なお、説明は配付しております総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員会資料 2 ページをお願いいたします。

令和7年度6月補正予算概要として、歳入について説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、節1消防費国庫補助金につきましては、消防団の力向上モデル事業費の補助金として受け入れるものでございます。

次に、２ページ目２段目になりますが、款20繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金につきましては、６月補正の財源調整のため１億3,066万1,000円の繰入れを行うものです。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の 2 ページに記載をいたしております。

財政調整基金の令和 7 年度 6 月補正後現在高につきましては、約 35 億 6,885 万円となる予定でございます。

目2 公共施設整備基金繰入金、節1 公共施設整備基金繰入金につきましては、スタジアム改修事業のため4,000万円の繰入れを行うものでございます。

これも基金の残高見込みにつきましては、参考資料の２ページに記載をいたしております。公共施設整備基金の令和７年度６月補正後現在高につきましては、約31億7,000万円となる予定でございます。

次に、説明資料の３ページをお願いいたします。

款の23市債、項１市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料の３ページから５ページ目と併せて御覧ください。

まず、資料のほうでの目１総務債、節１総務管理債1,990万円につきましては、デジタル活用推進事業に係る国の交付金の採択、内示等に伴うものでございます。

次に、目３農林水産業債、節１農業債30万円につきましては、老朽化した農業用水路の改修に伴うものでございます。

目４土木債、節１道路橋梁債3,150万円につきましては、道路改良事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

次に、節３都市計画債１億1,600万円につきましては、公園整備事業に係る国の交付金の採択、内示等に伴うもの及び市民公園の県有地購入に伴うものでございます。

次に、節４住宅債1,720万円につきましては、公営住宅改善事業に係る国の交付金の採択、内示等に伴うものでございます。

目６教育債、節１小学校債4,570万円につきましては、小学校の校舎外壁改修等施設改修事業に伴うものでございます。

次に、節３保健体育債４億500万円につきましては、スタジアムの夜間照明施設改修事業に伴うものでございます。

次に、節４中学校債1,350万円につきましては、中学校の校舎外壁改修事業に伴うものでございます。

歳入については、以上でございます。

#### **田中秀信総務課長**

歳出について説明いたします。

４ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節12委託料につきましては、令和８年度に子ども・子育て支援金制度が創設されるための人事給与システムの改修を行うものでございます。

#### **加藤正彦契約検査課長**

同じく委員会資料、４ページをお願いします。

目 8 契約検査費、節12委託料135万3,000円につきましては、電子契約システムの導入のため補正するものでございます。

なお、概要につきましては、6 ページに記載をしております。

#### **田中秀信総務課長**

その下の段でございます、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費につきましては、消防団の力向上モデル事業に要する経費でございます。

詳細につきましては、7 ページのほうをお願いいたします。

こちらの事業の目的といたしましては、大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合等に市と災害現場で活動する消防団との情報連絡体制を構築し、防災力を強化するものでございます。

事業内容につきましては、消防団がリアルタイムで被災状況を取得でき、災害対応の指揮を行うことができるようシステムを導入するものでございます。また、平時においてもウェブ会議や通信訓練として継続的に使用することで、突発に発生する災害時においても円滑に連携できる体制を整えるものでございます。

以上で、議案乙第16号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

次に、報告第 2 号継続費繰越計算書について御説明をいたします。

委員会資料、5 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費の新庁舎整備事業につきましては、市役所敷地の外構等工事費でございまして、令和 6 年度の継続費の予算現額は、予算計上額と前年度の逓次繰越額を合わせて 5 億2,280万円、支出済額が 3 億2,964万円でしたので、残額の 1 億9,316 万円を令和 7 年度へ繰り越すものでございます。

報告第 2 号継続費繰越計算書については、以上でございます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

歳出のほう 4 ページ、消防費、消防団の力向上モデル事業ということなんですけれども、これを見ると可搬型ビデオ会議システムが 2 台ということで、災害対策本部と現地指揮所ということになってるんですけれども、実際の使われ方ってところがちょっと、いまいちぴんとかないんですが。

今まで災害対策本部を消防団が現地指揮所とかで使うようなケースはあったんですか。

#### 前田良介総務課防災係長

松隈委員の質問にお答えいたします。

想定される使い方といたしましては、可搬型ビデオ会議システム２台とありますが、１台を災害対策の本部のほうに設置いたしまして、現地指揮所となるところに——設置がある場合ですね——もう１台を設置いたします。

現場で、実際に活動する消防団員であったり職員に対しては、専用のモバイルカメラであったり、個人所有のスマートフォンであったりというところで、通信が行えるようなシステムになっておりますので、そこで情報を交換しながら指揮が出せるというようなシステムでございます。

これまで、現地指揮所を立ち上げてというところの経験があるのかということでございますが、ここ最近では現地指揮所として立ち上げて災害に当たったというケースはございません。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

そんなしょっちゅう、そういう災害が起こったらいかなので、そういう実績は、最近ないというのはそれはそれでいいんですけれども、ただ、平時においてもウェブ会議や通信訓練として継続的に使用することってというのは、何らか計画、この使い方っていうか、何か予定をされてるんですか。

#### 前田良介総務課防災係長

想定しておりますこのシステムについての平時の使用方法ですが、消防団の幹部会議を大体二か月に一回開催をしております。それから、それとは別に幹部の３役と分団長が集まって会議を開催することもございます。

あと、女性消防団の会合を定期的に行っているところもございます。そういったところで、ウェブ会議のような使い方ということで、訓練も兼ねて行うということを想定しております。

それと、消防団全体として、秋に訓練を行っていることもありますので、それを距離があるところと中継箇所等をつないでですね、状況の確認をしながら訓練を行うということも想定をしております。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

分かりました。

ちなみにこの災害対策本部って、鳥栖市の災害対策本部だと思うんですが、ここはずっと固定で置いてるんですか。現地指揮所はもちろん現地で変わっていくんだけど。

いわゆる、役所側の災害対策本部には、もうずっとこれが1台置いてあるって思っていますか。

**前田良介総務課防災係長**

松隈委員の御質問のとおり、大規模災害等に当たっては、対策本部のほうから指揮を出すような形になることが想定されますので、本体1台は対策本部のほうに設置をするという形で想定をしております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ありがとうございます。

幹部の方が、使い方が分からないと大変ですから、いろいろ訓練を今後も進めていただければというふうに思います。

以上です。

**江副康成委員**

ちょっと関連なんですけれども、もともとの財源が国庫支出金499万8,000円になってるじゃないですか。これ国のモデルか何かあって、これ全国的に普及させると、何かそういう方針があるんですか。

**前田良介総務課防災係長**

こちらの分につきましては、消防団の力向上モデル事業というような事業で取組をするようになっておりまして、この事業自体が消防庁のほうで消防団の運営の普及促進をする方針で検討される事業について、国費によってモデル事業として実施されるというような形になっております。

ですので、内容といたしましては500万円を上限に10割の補助が出るような事業になっております。

**江副康成委員**

さっき松隈委員のほうからも、いろいろアドバイスありましたけれども、使い方っていうか訓練というか、未然に練習して危機が起こった場合には迅速に動けるかどうかというのが非常に重要だと思うんですけれども、消防署と違ってですよ、消防団って皆さんお仕事をもちながら、何か緊急の場合には近くの人が来れるようにと。

火災とかの場合は、どちらかというと補助的な場合、あるいは土砂とかで人の人命が、まだ危機に瀕してないときは消防署は来ないかもしれませんが、そういったところでどういったシミュレーションというか、どういったことを想定してこのシステムを使って今までよりも非常に連携のとれたオペレーションというか、目指しているのかという、何かを今、考

えられているものがあるのでしょうか。

#### **前田良介総務課防災係長**

江副委員の御指摘のとおり、災害時にはそういった消防団の方々に駆けつけていただいて災害対応にあたっていただくという形になると想定をしているところでございますが、令和3年の8月のときにも現地を見て回っていただいたりとか、敷地に土砂が流入して、それを除去する作業等をしていただいたりとかっていう対応をしていただいたこともございました。

ただ、その際にも災害対策本部からの指示であつたりとかってというのが事務局というか、総務課のほうを中心に伝達したりとかっていうことが多くありましたので、そういったところでこういったシステムを導入して、直接的に映像等をつなぎながら指示が出せるようなシステムとして活用できればというふうに想定をしております。

以上でございます。

#### **江副康成委員**

人命を伴うようなケースの場合は、消防本部のほうが当然動いてくれるんだろうと思うんですけども。そちらはプロの集団としてですよ、非常に組織的にいろいろされてるじゃないすか。

それと、この消防団の役割のところの整合性ちゅうか、2つ合わせて、1足す1は2じゃなくて1足す1は3というか、そういうふうな何かうまいミックスっていうか、そういうことが今考えられるのか、今後考えていかれるのか。

そのあたりは消防本部のほうと連携しながらどうされるのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

#### **田中秀信総務課長**

消防署との連携についてでございますけれども、今回導入後について、連携訓練を行う予定としておりますので、その中で消防署とは協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### **江副康成委員**

よろしくお願いします。

それと、一つめくって前のページ、電子契約システムのところをお伺いしたいんですけども、入札とかああいうところは、既にシステム入ってるじゃないですか。これは契約のほうということなんですけれども、全ての契約には、もう電子化へ移行されてしまうんですか。

それとも、従来のまま残す部分、その併用っていうか、そうじゃないとなかなか契約ができないというふうな小っちゃな、そういうところもあるかもしれませんが、そのあたりはどういうふうになるんですか。

## 加藤正彦契約検査課長

電子契約につきましては、まず導入としては、当面は電子入札を行っている工事、それから業務委託の分からスタートして、順次拡大を図っていききたいというふうに考えております。また、全て電子契約になるのかという御質問ですが、電子と紙の併用を考えております。

あくまでも受注業者さんのほうが紙がいいということであれば、紙の契約も残ります。電子のほうがいいということであれば、電子ですするというような流れになります。

以上です。

江副康成委員

それで、こういうシステムを用意するのは情報政策課と契約検査課のほうで用意されて、使うのは担当課と事業者になるのかなと思うんですけども、そういったところの実際使うときの契約検査課の立ち位置はどんな形で関わりを持たれるのかというのをお聞きしたのですが。

## 加藤正彦契約検査課長

契約検査課の立ち位置としては、今後導入支援業務等を発注して、これから導入、例規整備も含めて検討していくんですけども、その中で契約検査課がどの部分に関与するのか、それから各担当課のほうがどの部分に関与するのかっていうのは、検討することにはなるかと思っております。

ただ、今、鳥栖市でやっている事務手続の流れというのは、大きく変える予定はございません。今の枠組みの中で進めていきたいというふうに考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



## 議案甲第23号佐賀県競馬組合規約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第23号佐賀県競馬組合規約の変更についてを議題といたします。

古賀庸介財政課長

議案甲第23号佐賀県競馬組合格約の変更について御説明いたします。

内容について説明いたします。

今回の改正は、佐賀県の発意により、「佐賀県知事（その職務を代理する者を含む。）または佐賀県知事が指名する者をもって充てる」などの変更内容としたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

ごさいませんか。

「発言する者なし」

質疑を終わります。



## ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥

営に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第27号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

お手元の 3 ページから 5 ページに記載をしております、議案甲第 27 号鳥栖市長及び鳥栖市



〔発言する者なし〕

それでは、時間的にもあれですので午後 1 時10分から再開をすることとし、暫時休憩をいたします。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

再開いたします。



ただいま議題となっております議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)、市民環境部関係について御説明いたします。

委員会資料、2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍の氏名に振り仮名を記載することが法制化されたことに伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するものでございます。

以上になります。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長**

その下、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業に今回、宿町のコミュニティー助成に要する備品等の整備事業が助成決定を受けましたので、助成金250万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料、2ページの下の方になります、款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ事業補助金250万円につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、宿町におきましてコミュニティー活動に使用する備品等の整備を行うものでございます。宿町につきましては、町の盆踊り大会で使用するやぐら及び関連備品の整備を行うものでございます。

以上です。

#### **楠和久税務課長**

資料、3ページをお願いします。

目15定額減税調整給付金給付費につきましては、令和6年度に実施した定額減税調整給付において、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方などに対して不足額を給付するものでございます。

主な科目について御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、会計年度任用職員の人件費でございます。

節11役務費につきましては、対象者への通知等に係る通信運搬費や口座振替手数料などでございます。

節12委託料につきましては、給付金受付・審査等の業務委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、給付金として給付する定額減税調整給付金でございます。

資料、5ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

対象者が大きく2つに分かれております。

まず1つ目が、当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得税よりも令和6年分所得税額が減少したことなどにより、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じた方となります。これらの方にはその差額を給付します。

2つ目が、以下の要件を全て満たす方となります。

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに、定額減税前税額がゼロであること、税制度上、扶養親族の対象外であること、低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯に該当していないこと、これらの要件を満たす方につきましては、原則4万円の給付となります。

手続につきましては、申請等の受付を8月から10月までとして予定しております。対象者につきましては、約7,500人を見込んでおります。

以上でございます。

#### **有馬秀雄市民課長**

4ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節1報酬から節8旅費につきましては、戸籍の氏名に振り仮名を記載するため、対象者へ通知を行うことに伴い、お問合せに対する電話、窓口対応のほか、記載内容の修正に係る入力作業等が必要となるため会計年度任用職員2名分の人件費を計上いたしております。

節10需用費及び節11役務費につきましては、補助金交付額決定に伴い減額補正を行うものでございます。

節12委託料のうち、振り仮名の市町村記録に係る戸籍情報システム改修委託料につきましては、戸籍の氏名に振り仮名を記載するためのシステム改修委託料でございます。

同じく、節12委託料、異動受付支援システム改修等委託料でございますが、6ページをお願いいたします。

令和4年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、書かない窓口システムを導入し、住民の手続に要する時間短縮を進めてまいりました。資料の赤い破線で囲んだ部分になりますけれども、異動受付支援システムで作成された住民異動届のデータをRPA、ロボットによる業務自動化により住民記録システムへ自動的に取り込み、登録できるよう今回システム改修を行うことで、さらなる住民の手続に要する時間短縮、登録精度の向上につながるものと考えております。

4ページにお戻りください。

節13使用料及び賃借料につきましては、異動受付支援システム改修に伴うRPAソフトウェアライセンス利用料等でございます。

以上で、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、市民環境部関係の説明を終わります。

#### **増田義仁環境課長**

続きまして、資料の7ページをお願いします。

報告第2号令和6年度一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

款4衛生費、項3清掃費、事業名、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間、総額14億4,210万円の継続費を設定していたしております。

表に記載のとおり、令和6年度の継続費の予算額が3,833万5,000円、実際の支出額が3,817万3,500円、残額の16万1,500円を令和7年度に繰り越すものでございます。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長**

続きまして、報告第3号繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

資料の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、鳥栖まちづくり推進センター建設事業につきましては、令和6年度に鳥栖まちづくり推進センター建設事業に着手いたしまして、現在のところ基本設計業務を進めているところでございますが、業務完了に9か月ほど期間のほうを要します。

年度内の完了が困難であることから、令和6年12月市議会定例会で繰越明許費の議決をいただいております。

今回、委託料3,390万円のうち、2,675万9,000円を繰り越すものでございます。

以上で、市民環境部関係の6月補正予算の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **江副康成委員**

5ページ、定額減税調整給付金事業について、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

これ、結構きちんと書いてあるんですけども、なかなか分かりにくいというかよく分らないんですけど。

例えば、申請主義なんだけれども、対象見込み者が7,500人ということで、10人に1人ぐらいなのかなということなんですけど。

ざっくりどういった方が対象になっているのかというのをちょっと、分類的に教えていただければありがたいなと思うんですけど。

## 楠和久税務課長

まず、5 ページの 1 として挙げている分ですけれども、ここに挙げているように、もともと令和 6 年度の住民税と令和 6 年分の定額減税に伴うものとして昨年度、給付されてるものですが、住民税に関しては、令和 6 年度住民税は令和 5 年分の所得に対するものです。それで、所得税は 6 年分所得ですので、それぞれ賦課するタイミングが 1 年ずれて違います。

所得税に関しては昨年度、現在進行形である令和 6 年分の所得税が把握できませんので、令和 5 年分の所得を 6 年分とみなしてですね、ある意味見込みで給付をしております。

ですから、実際去年が令和 5 年分の所得に対して給付をしてますので、今回、令和 6 年分の所得が確定した時点で改めて精算をしようというような内容になっています。

それで、対象者としては、令和 5 年分の所得税よりも令和 6 年分の所得税が減額になった方が主な対象となります。

それは、当然、収入が減ったりとか、扶養者が増えたりとか様々な理由がございますけれども、令和 5 年分所得に対して目安で一旦給付をしますので、令和 6 年分の所得が確定した時点で令和 6 年分の所得税が減額になった方が主な対象者となります。

以上です。

## 江副康成委員

ありがとうございました。

変わらず同じ給料をもらっている人、あるいは同じ年金をもらっている方はあんまり対象にはならないんだろうとは思いますが、例えば退職した方とか、あるいは扶養が増えないと令和 6 年の所得税は減らないでしょうから、たくさんお子様が生まれたとかですね。何かそういうような家族関係とか、そういうところの関係の方には申請すればもらえる——申請しなくてももらえるわけじゃないですよ、これ。

だから、そういう方は申請してくださいねというような、特に注意して申請していただくような方をピックアップされていたほうがいいのかなと。

私のそういう理解だったんですけど、そういう感じでいいんですか。

## 楠和久税務課長

対象となる方には、できるだけ手間がかからない方法、まだちょっと決定はしてませんが、今後通知等を出す上でできるだけ手間がかからない方法で進めていきたいと考えております。

## 永江ゆき委員

関連ですけど、対象者はもう大体分かってあるんですか。その対象者に向けて連絡をされ

るんですか。

#### 楠和久税務課長

令和6年分の所得が、今回、令和7年度の住民税を賦課する段階ですずっと処理をしていきましたが、ほぼ確定をしておりますので、それに基づいて抽出をします。

現在、まだ細かいところまでは抽出はできておりませんので、議決以降、対象者を把握して通知等を行うようにする予定にしております。

#### 永江ゆき委員

分かりにくいと思うんですね。

私たちも、今、説明聞いて少し分かったところもあるので、すごく分かりにくいと思いますので、その対象となられる方以外とか、まだ分からないような方々にも分かりやすいような説明で、案内をしていただければと思います。

よろしくお願いします。

#### 池田利幸委員

6ページ、書かない窓口充実事業ですけれども、図を見ただけではよく分からなくて、これ、例えば異動届を持って転入して来られるっていう方、もう漠と、それですとしたら来庁者の方っていうのはマイナンバーカード、あと申請書類っていう部分を持ってくるところ、これは左側のところで、新しいシステムによって、転入者の方が今までやっていた手続とかが、今後入れることによってどれくらい削減されるっていうことになるんですか。上の雲マークは多分クラウドにとかいう意味なんでしょうけど。

この図を見たら、市民の方が来られて、今まではいろんな手続でいろんな書類を出してっていう部分がどれくらい削減されるのかっていうのを具体的にっちゅうか、例えで言っていたらあればありがたいなと思うんですけど。

#### 有馬秀雄市民課長

転入手続に対しましては、単に転入手続だけではなくて、住民票や印鑑登録も併せて申請されることが多いございます。また、マイナンバーカードの記載事項の変更手続も行う必要がありまして、これまで大体、平均で55分、お客様の滞在時間が生じておりました。

今回、異動受付支援システムを開始することによりまして、住民記録システムへの情報連携ができるようになっていきます。

転出元から発行頂いた転出証明書というのがございますけれども、これをまず、今まででもそうだったんですけども、異動受付支援システムが令和4年度に入ったわけなんですけれども、そのときも、まずお客様が持ってこられた転出証明書、これを異動受付支援システムで読み込みをしまして、そのときはOCRでの読み込みをしていたんですけども。

それについても今後も変わらないんですけど、問題は取り込んだ後ですね。取り込んだあとに、異動受付支援システムと住民記録システムが、情報連携ができていなかったことで時間の短縮が課題になっていたところがありました。

今回、その改修を行うことによりまして、大体、お客様の滞在時間が10%削減ということで大体、平均49分ですね。

先ほど申し上げた、住民票の取得であったり、印鑑登録であったり、あるいはマイナンバーカードの記載事項の変更手続であったり、そういったものが49分程度になりまして、約6分程度短縮になるものというふうに、今のところ考えております。

以上です。

#### **池田利幸委員**

結局は、新しいシステムになっても印鑑証明だったり、新しい住民票とかは、市民の皆さんが一個ずつまた申請して、出して、もらう。要は、市民さんの手間の部分がどれくらい減るのかっていう、待っている時間は減りますよう、けど、やってもらうことは、新しいシステムが入っても変わらないんですよ、変わるのかっていう部分がどうなのか。

要は、何個も手続するのが面倒だとか、一括してできないのかとか、一つの窓口で全部できないのかって言われるのが市民さんのお声で一番多い部分で、そこが削れるのかどうなのかっていうのはどうなんですか。

#### **有馬秀雄市民課長**

令和4年度に書かない窓口システムですね、今の異動受付支援システムを導入した以降は、おっしゃられた住民票であったり、印鑑登録であったり、そういった届けをされる際にも書かなくてもいいようにはなっていました。今後も、それについては聞き取りはするんですけども、転入手続の際にはですね。

ほかに住民票の取得をされますとか、印鑑登録の登録もされますとかお聞きした上で、そのシステムで、もう既に情報としては入力されて、お客様は書かなくていいようにはなっております。

以上になります。

#### **池田利幸委員**

前のシステムから書かなくてはいよくなると、それは、現時点では市民課内の手続においてはどういうことですか。

ですね。今回、連携しますって情報政策課が言っている部分の中のこのシステムは、市民課内での手続に対してはもともと書いてもらう分は減っていて、今回は待ち時間っていうのが減りますよと。今回のシステムでは、新たに変わったのは待ち時間の短縮になりますよ

っていう理解でいいってことですか。

**有馬秀雄市民課長**

改修前の今の状況ですと、これまでは異動受付支援システムで情報の取組はできていたんですけれども、そのあとに、住民記録システムのほうへの情報連携ができてなかった関係で、職員による手入力の手間が生じておりました。

その部分が、今回のシステム改修により解消されることになりますので、その部分での時間短縮が見込めるようになっているものでございます。

以上です。

**緒方守市民環境部長**

前回、令和4年度に導入したときに、コロナ交付金を使って導入しております。

その分につきましては、非接触型が対象ということで、その分に対してシステム改修を行ってまして、今回新たにそういう時間短縮をするために、これまでできていなかった部分といたしますか、そこら辺は新たに追加することによって、より市民の方の待ち時間等が減るような形で、今回の変更を行うという形で進めているところでございます。

**下川有美市民課参事兼課長補佐兼市民係長**

ちょっと補足をさせていただきます。

現在の異動受付支援システムは、市民課だけの帳票が出るわけではございませんで、こども育成課の手続であったり、福祉の手続であったり、転入に伴うほかの課での申請書もシステムの中に入っておりますので、現在その聞き取りをさせていただく中で——何か、ほかの手続がございましてということ——該当するものがあれば、この異動支援システムから、その課の帳票が出るようになっておりますので、市民課だけの印鑑証明とか、住民票だけの申請書が出るものではございませんので、ちょっと補足させていただきます。

**池田利幸委員**

それは現時点で、もう既にそうなってる、新しいシステムからなるんじゃないくて、現システムでもうなっていますよってということですか。

**下川有美市民課参事兼課長補佐兼市民係長**

そのとおりでございます。

**中村直人委員長**

ほか、ございませんか。

**松隈清之委員**

同じところなんですけれども、今回、4ページの13番、使用料及び賃借料、システム使用料、これ先ほどの説明の中ではR P Aの端末の使用料だったかと思うんですけれども、今回、

入れられる端末っていうか、何台に対してR P Aのライセンス、これが何か月でこの金額になるのか教えていただけますか。

#### **下川有美市民課参事兼課長補佐兼市民係長**

現在、国の申請が2月で、かなりタイトなスケジュールで、申請までの期間が短かったのもございまして、今6ライセンスで予算を確保しております。

ただ、今から業者のほうと打合せをさせていただいて、マックスで、最大で予算を確保していたところもございまして、本当にその6ライセンスがないと支障が出るのかどうかも含め検証いたしまして、ひょっとしたらライセンスがかなり減る可能性もございまして。

使用料につきましては、議決後に契約をして業務を進めてまいりますので、ここのシステム使用料につきましては、そうですね、8月に契約をして進めてまいりますので、利用料としては9月から3月までの利用料を計上していたと思います。

#### **松隈清之委員**

先ほどの御説明を聞いている限り、R P Aでやる作業自体って、随時やるみたいな感じに聞こえるわけですね。

要は、手続があったときに随時、だから、例えば何百件もあるやつをまとめてR P Aで処理するわけじゃないと思うので、先ほど言われたその6ライセンスっていうのが、そんなに要るのかなという気はちょっとしたんですけど。

それと、時短効果が10%。だから、5分っていうのは、住民記録システムに人が入力する時間の分だけ、逆に49分って何にかかってんのかなあみたいな。待ってる人はやっぱり長いんですよね、55分でも49分でも。

何にどんだけ時間がかかっているのか分かんないと思うんですけど、逆に言うと5分、6分のためになのか、ただ、僕はその時短効果だけでなく、人がやらないことによるヒューマンエラーが減るっていうことの効果のほうが大きいと思うんで、それは別に否定はしないんですけど。どこに時間がかかっているのかなっていう気がするんですけど、いかがですか。

#### **有馬秀雄市民課長**

先ほども説明をした中で申し上げた分になりますけれども、転入の手続の際には印鑑登録であったり、住民票の申請であったり、またマイナンバーカードの記載事項の変更手続、これは結構時間がかかっております。

そういったもろもろの作業っていうのがありまして、どうしても長時間を要するようなことになっておるところでございます。

以上です。

#### 松隈清之委員

かかるってということなのでしょう。市民の方と相対している時間はさほど待ってる感じはしないんですけど、ひとたびちょっとお待ちくださいって放置されたあとの時間って、結構長く感じるんで。正直、55分も49分もあんま変わらないと僕は思ってるんですね。

なるだけ残りの時間を何らかの形で短縮できないか、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それと、続きまして4ページの戸籍住民基本台帳費の需用費、役務費の減額で、補助金交付額の決定による減額補正ということなんですけど、これは補助金が減額されたっていうことではないっちゃんことですよ、歳入変わってないんで。これは、どういう理由なんでしょうか。

#### 有馬秀雄市民課長

今、おっしゃられた需用費、役務費につきましては、当初予算でそもそも組んでおりました。

その段階で、概算ということでやったんですけれども、新年度に入りまして、大体所要の見込額が固まったっていうのもございまして、それに合わせて補助金の額も——トータルの額が決まっておりますので、そことの兼ね合いから今回金額を減額しております。

具体的なことを申し上げますと、需用費につきましては通知書の作成費用になりまして、必要額が266万4,000円を見込んでおります。また、役務費につきましては、輸送料になりまして、必要額が271万7,000円ということを見込んでおります。

以上になります。

#### 松隈清之委員

分かりました。

先ほどお尋ねするのを忘れてました、市民課に入れるこのRPAのやつ。ライセンスの数はいいんですけど、今回また導入するときなのでシナリオ自体は導入する業者がつくられると思うんですけど、今後市民課でこのRPA、ほかの業務で使われる予定ってあるんですか。

これだけだとさっきの時短効果も含めてもったいないという気がするんですけど。

#### 下川有美市民課参事兼課長補佐兼市民係長

現在のところ6ライセンスを確保しておりまして、事務を進める予定なんですけれども、現在のところは取りあえずこの業務のみに使う予定でございまして、今後、何かしらそのRPAを使って時短ができるようなものがあれば活用してまいりたいとは考えております。

#### 松隈清之委員

さっきも言ったように、こういうのはヒューマンエラーが一番あり得るんで、RPAでや

るっていうこと自体は全然、否定しないんですけど、多分庁内でも既にライセンスをいくつか、それぞれのところで持ってるんですよね。

それで、市民課は先ほどの話だと、どっちかっていうと随時使用なので自分ところがないといけないと思うんですけど、逆にライセンスあるのに、あんまり使っていないときとか、特に夜間とかってやろうと思ったら使えるわけじゃないですか。

ほかの部署とかでやるような作業でも、別に営業時間中じゃないような業務っていうのは、やろうと思ったら多分できますよね。使っていない時間パソコン使っていないんだったら、そういう検討もされたほうが、もうライセンスばかり増えるけど実際使っている時間が短いんだったらRPAを入れる効率が悪いと思うんですよね。

御検討をお願いします。

#### **池田利幸委員**

すいません、4ページです。

戸籍住民基本台帳費、これ御説明の中でも振り仮名を打っていく。国が示してるところでやっていきますっていうのは、もちろん理解してるんですけど、これ、会計年度任用職員を新たに雇ってやっていくっていうことだろうって、この経費のつけ方を見るとそうなんですけど、大体何人ぐらい入れられて、更新っていうか、振り仮名を全部打ってっていうのをどれくらいの期間を想定、ここで見たらその方への期末手当とかそういう部分までも想定して組んであると思うんです。

大体何人で、どれくらいの期間でやるっていう想定でこれをつけられているのかだけ、教えていただいていいですか。

#### **有馬秀雄市民課長**

今のところは2名を予定しておりまして、実際に市のほうから通知書を各対象者宛てに送るのが8月12日からということで予定をしているところなんですけれども、お問合せのピークとしましては、大体発送後一、二か月というふうに見込んでおります。

それで、日によって問合せ等の件数には差があると思われますけれども、またうち以外には国において専用のコールセンターを設置されておりまして、2名でちょっと厳しいときは職員も、正規職員のほうも対応するようにはなります。

それで、2人の任用期間ですけれども、これについては、1人が大体7月から10月まで、もう1人の方が7月から3月までということで考えておるところでございます。

以上になります。

#### **池田利幸委員**

2名の方を雇うつもりだけど、期間としては別々で、一名一名で対応するっていう予定に



ます。

埋立て等は、条例に定める所定の基準に適合していなければならない。また、埋立て等には、安全基準等に適合しない土砂等を使用してはならないこととしております。

事業者等は、許可申請を行う前に、周辺住民等に対して説明会の開催が必要となります。

市は、条例の施行基準に違反した事業者等、または許可を受けずに事業を行った者等に対し、埋立て等の行為の停止及び土砂等の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

市は、事業者等が条例で定める遵守事項等に違反していると認められる場合、許可の取消しができます。

市は、必要に応じて立入り検査を行って物件の検査、関係者への質問、土砂等の検査等を命じることができます。

市は、事業者等が条例の規定による命令に違反したときは、その事実を公表することができることとしております。

施行日は、周知期間等を考慮いたしまして、令和7年10月1日としております。

以上、議案甲第22号鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例についての御説明となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### **中村直人委員長**

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **江副康成委員**

本件についてパブリック・コメントがございまして、幾つかの意見、全てか抽出したやつか知りませんが、四、五件、我々のほうも目を通させてもらったんですけども、土砂を扱うことに関しては環境課では答えられないという形で、そういうコメントがあったんですけども、この場でその分、聞いても大丈夫ですか。

#### **増田義仁環境課長**

パブリック・コメントにつきましては、公表してます4件の意見が来てますので、今回の土砂条例に関するものについてお答えをしたような状況でございます。

今、尋ねられて、ちょっと答えられるかどうかというのは内容によるかと思います。

#### **江副康成委員**

この条例の前提として、最初に、主な規制の内容という形でかなり、事業者は許可申請を行う前に周辺住民等に対して説明会を開催しなければならないという形で、そうかなと思うところなんですけれども。

一般的に、例えば、農地等に建物を建てる、あるいは農地じゃなくてもいいんですけど、

結構建築基準法で形状を変えるときには、水の流れといいますか、そういったところが周りに非常に影響を与えるという形で排水同意とか必ず取って、周りに影響しないということを確認した上でないと、なかなか許可が下りないということがあるじゃないですか。

そういったところの、この土砂を持ってくるということは、結局今まで低いところに土砂を上積みするわけでしょうから、当然のことでそこに水がたまってたやつが横にたまるとか、かなり影響を与えるわけですね、それだけでも。

そういったところに対する目配りっていうか、そういったところはこの条例を制定する際には考えられているのかどうかというのを教えていただけますか。

#### **増田義仁環境課長**

今、江副議員がお尋ねの分なんですけれども、まず今回の土砂条例に関しましては適用除外をするようなものがございまして、ほかの法令等で基準、例えば開発であったり、道路法であったり、河川法であったりそういったものがあるものについては、そちらに基準がございしますので、先ほど言われました排水等についても基準がございます。

そちらのほうの許可要件にもなっておりますので、まずそちらのほうで審査されると、そういう規定がかかっていない部分について、面積が500平米以上3,000平米未満というところについては、今回、土砂条例の対象になってくると。その中の技術審査の項目の中に、排水施設の関係が当然出てまいります。

その埋立て区域の下流、当然、水路があったり河川があったりというものが出てきますので、その構造、それから管理者との調整、そこについては、審査の中で技術基準等に照らして許可を検討していくということになってまいります。

#### **江副康成委員**

土砂等の中で、この廃棄物等が入っているから環境課だというような受け止め方なんかなあと思うんですけれども。

廃棄物が入っていないところの、単なる土砂の埋立てとか、そういうところは鳥栖市でいえば建設課ですかね。あるいは、どこかそういったところで、これに今問題にされているところ、廃棄物がない場合の話ですよ。そういったところは、事前にどういったところの土砂を持ってきて、埋立てでどのくらい高くなって、それに対する影響がないように講じますというようなことは、一応用意されていると思っていいますか。

#### **増田義仁環境課長**

環境課のほうで土砂条例のほうは所管してますけれども、今回の条例の目的としましては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染、それから土砂等の崩落等による災害の発生の防止という2つがございます。

この所管を決めるに当たりましては様々、どこが所管するかというのは内部でも議論をいたしておりますけれども、最終的には、鳥栖市としては佐賀県の条例が3,000平米以上というものがございますので、それを補完する形で今回定めたいということがございましたので、当然今後、県との連携も出てまいります。

したがって、そこについては、佐賀県のほうも環境部のほうで土砂条例を持っているということがございまして、建設関係の部署と連携しながらやっているということがございますので、その連携を重視して、今回は環境課のほうでやるということになっています。

それと、先ほど言いました廃棄物を捨てるという、今回土砂の埋立てでございますので、土砂ですので廃棄物ではございませんので、そこはちょっと御注意いただきたいと思います。

#### **江副康成委員**

私としても、結局、上乘せ条例ですので望ましいのかなというふうに、前回の定例会のときに報告を受けて、そうかなと思ったけど、市民の受け止め方は様々でございまして、そういったところに適切に答えていただきたいなと思ったところでございます。

この条例に対しての質疑は、私は終わりですけれども、ほかになればまた。

#### **松隈清之委員**

県が持ってたやつよりも下の基準のところカバーするってところで、いいことだと思います。それで、この概要の中で、事業者の責務については大体分かるんですけど、土地所有者等の責務もあるわけですね。

想定されているのは誰かに貸している方ですね。これが、例えば、汚染、崩落等のおそれがある事業を行う事業者に対して土地を提供しないように努めなければならない。これは、それが分かっているようなら、多分貸さないと思うんですけど、その下ですね。貸したあとに、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは速やかに市に通報、その他必要な措置を講じなければならないってなっているんですけど、通報はまだいいとして、この土地所有者がすべき必要な措置ってのは、具体的に何か想定されているんですか。

#### **増田義仁環境課長**

土地の所有者等が行う措置に関しましてですけれども、これにつきましては、貸す段階では当然想定されないようなこともあると思います。そこについて、もしその懸念が出たときは、まず市に知らせてもらいたい。

それと、危険の状況によりまして、もう早く現場を止めなきゃいけないような状況等もあるかと思うので、その辺りは所有者の方にもきちっと監視をしていただきたいと思います。というようなことで、今回条例の中には定めているところでございます。

#### **松隈清之委員**

多分やるのは事業者なんで、貸す人はそういうことをすると分からずに貸すケースが多いだろうと思うんですけど、実際この所有者に必要な措置を講じなければならないと言われると、結構、何をしなきゃいけないんだろうなっていうところがありますよね。そこ、責務だから。

だから、実際、この責務措置を講じないことによって何かされるような罰則規定は特にないので、あれかもしれないですけど、少なくともある程度、土地所有者がする具体的な、こういうことは考えてくださいっていうのはちょっと用意しといたほうがいいですよ。

じゃないと、逆にどこまでも、措置を求められても、土地所有者は結構しんどいかなっていうところもあります。

それと、3番の後段のほうに、市は事業者等が条例に定める遵守事項等に違反していると認める場合は許可を取り消すことができるって書いてあるんですけど、例えば、これは駄目だってなったら、直ちに取消しってなったときには、事業者が原状回復するなりするっていうことになるんですよ。その強制力は市に、この条例を根拠にあるっていうことで理解していいですか。

#### **増田義仁環境課長**

許可の取消しにつきましては、第22条の中でそれぞれ要件を定めておりまして、そちらに該当する場合には取消しになると。

その取消しを受けた者については、埋立て行為等による汚染、崩落等の、その発生を防止する必要な措置を講じなければならないということで2項の中に定めていますので、その中での対応をお願いしていくということでございます。

#### **松隈清之委員**

分かりました。

ただ、もちろんできるんでしょうけど、実際はやってくれるかどうかが多分一番の問題になってくると思うんですよ。この条例に基づいて言ったところで、やらないとか、逃げるとか、これ多分県でもあると思うんですよ、そういう事例。

そういう事例のときの対応の仕方っていうのは、危険な場合市が一時的にでも負担して——請求して取れるかどうかは別として、市が、そこは代執行するみたいなことっていうのは想定されているんですか。

#### **増田義仁環境課長**

今回、許可の取消しもありますけど、その他の条例の中で現場を休止したりとかする場合にも、ちゃんと現場のほうはきちっと壊れないようにしてくださいとかいう、必要な措置を講じるというようなものは定めております。

代執行とかそのようなことは、現時点ではまず考えておりません。

あと、連携を考えています佐賀県のほうでは、今のところ私はそのようなことは聞いていないんですけども、そのような事態になった際には、佐賀県とも相談しながら対応については、検討してまいりたいというふうに思っております。

#### **松隈清之委員**

もちろん、ないにこしたことはないんですけど、今まで逆に、規制がかかってなかったからそういう意味では、こういう条例でね、規制をかけるっていうこと自体、望ましいことだと思いますし、ぜひやっていただきたいと思うんです。

逆に、規制をかけた側になる以上、それを守らせる責任も出てくるので、そこら辺は他市のトラブルの事例も含めて把握をしておかれたほうがいいのかなと思います。

以上です。

#### **池田利幸委員**

これって事業者の責務、土地所有者等の責務ってありますけど、要は、2番でいったら土地所有者、貸す人っていうのが前提での責務だと思うんですけど、すいません、そもそも私の知識が足らなだけでですけど、こういうことがある場合って、基本的に土地を貸してもらって埋め立てる場合が多いんですか。

もう、土地ごと買取りますで、買って、やるっていうほうが多いのかなって。そうやったら、土地を買う、もうそのまま売りますっていう、基本的に売る時点で、売買の契約の時点で悪意があるなら売らないっていう話にはなるんでしょうけど。

その辺、ここには土地の売買っていう部分は何も規定とかはないじゃないですか。県のやつとかであるのかとか、そういう売買の時点での制約っていうか、もし仮に悪意が見えてる中で売買が行われてしまったら、所有者イコール事業者にもなるしっていう部分はどう考えるのかなと思ひまして、その辺ちょっと、状況的なものを教えてもらえればと思って。

#### **増田義仁環境課長**

所有者の売買による埋立て、もしくは土地所有者が事業者に頼んで埋立て、ケースは様々あるのかなと思います。

それで、今の現状で、佐賀県のほうの事例等で、そこがどのような内訳になっているのかそこについては把握いたしておりません。

今、池田委員言われますように、多分様々なケースあるのかなと思います。

当然、買われて埋立てすると、何らかの事業目的を持ってやられる方もおられると思いますので、先ほど言われた悪意があるような業者さんについては、なかなかそこは、分かればいいんですけども、そういう事業が行われる際には、十分目を光らせて、この条例がきち

池田利幸委員

土地所有者の人が——僕が言うのは、土地所有者イコール事業者が一体のときとかは、もう本当に行政が立入りして見るしかないっていう。

その辺は、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

じゃあ、この件についての質疑は終わりますが、その他で何か。

と申しますのは、安良川の上流のほうに、今、安定型の処分場を設置するという話がありまして、住民の疑問点等に、なかなか今まで答えられているのかなという部分がございます。昨日、議運に諮って議員さんのほうに県に対する意見書を出したいということで、ちょっと会派のほうで用意はしましたけれども、内容的にあるいは時期的に、この委員会のほうで御審議できればと、そっちのほうがいいんじゃないかという御意見をいただきましたので、ぜひ当委員会のほうで、その案に基づいて御審議していただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

## 安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書について

### 中村直人委員長

今、江副委員のほうからこれに関して、ある程度問題点があるところもあるので、意見書を提出したいということではありますが、皆さんの御意見を賜りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、皆さんのお手元に文面を配付いたしますので、それぞれ御意見を賜り、今後この意見書についての取扱いを進めていきたいと思います。

〔資料配付〕

今、文面が渡されましたが、ちょっとこれに関連してある程度趣旨の説明を求めたいと思いますが。

### 江副康成委員

実は昨日、各議員に、取消し線で書いておりますけれども、安良川上流域に計画されている産業廃棄物最終処分に係る意見書というのをお渡ししまして目を通していただいたところでございます。

それで、様々な意見を受けまして、少なくともタイトルと結論の部分は、もうちょっと分かりやすくという御要望が多かったもので、そこを踏まえて今回は用意をさせていただきました。おおよその内容は変わりませんけれども、誤字、脱字、数字の違い及び表現の不適切なところは変えておりますけれども、そういった内容で議員の皆様のお手元のほうにあるということでございます。

委員長、これは説明するよりも一回ぱっと読んで、それで説明に変えてもいいですか。そっちのほうが多いと思いますけど。

### 中村直人委員長

はい。

### 江副康成委員

それでは、産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書。

現在、大坪産業株式会社より申請された鳥栖市安良川上流に位置する岡本産業株式会社採石場跡地を転用して、安定型最終処分場が進められています。

ところで、始まりは令和3年8月7日、大坪産業株式会社、岡本産業株式会社から本件につき牛原町へ連絡があったことからでした。

それから、同町内では熟慮の末、同年12月20日に反対との結論を両社に報告されています。

そして、それから2年間にわたり何の連絡もなく、町では本件は断念されたものと考えられていました。

ところが、令和6年3月6日に佐賀県循環型社会推進課より、(大坪産業株式会社、岡本産業株式会社からではなく)本件につき説明会を開きたいとの連絡があり、安定型最終処分場設置申請が継続していることを知るに至りました。

建設予定地の安定型処分場は、廃プラスチックと5品目を化学変化が起こらない物質としてそのまま埋設するものです。埋立ては、5品目に限りと言っても廃棄するまで様々な使用がなされた廃棄物であり、5品目以外の付着物質や購入物を完全に分別することは困難ではないかと、住民初め多くの人が考えます。

購入した有害物質が、雨水などに溶け出して地下水を汚染するかもしれません。

採石場跡という場所柄、これまでの作業の中で発破をかけられることも当然あり得ることで、そのため岩盤に亀裂が入り帯水層に染み入り、下流の地下水汚染することはないか、その対策は万全か心配となります。また、埋立て面積は1万9,333平方メートル、埋立て容量は26万5,962立方メートル、埋立て高さ最大約38メートルとあり、大量の堆積物となりますが、万一線状降水帯等により地滑り、土砂崩れが発生した場合のリスクはないと言えるのか。また、復旧できるのか住民の不安は尽きません。

なお、熊本県への許可申請中のくまさん安定型最終処分場では、同じく採石場跡地を転用しているところですが、熊本県知事より、遮水シートなどの設置により地下水への影響を回避するような意見書が出された例もあります。

そして、これまで日本弁護士連合会から安定型産業廃棄物最終処分場の問題点が指摘され、その都度、国が改善の規制をするような流れもあるようですが、住民の不安を解消するために、そうした流れに寄り添うような説明もなされていません。

地域住民が心配していることは、埋立て前の展開検査の困難さ、大型トラックの交通量の増加、騒音、粉じん、地下水への影響です。

令和6年12月に行われた県廃棄物処理施設専門委員会では、鳥栖市長、利害関係者(住民)からの意見書についても議論されております。鳥栖市長からは、関係法令の遵守や地域住民への理解を得ることとあります。

また、地域住民からは、この地区には複数の産業廃棄物処理場があり、既に処理施設が過度に偏在しているところであること、流域周辺の牛原地区、山浦新町には上水道がなく、井戸水に頼らざるを得ないこと、令和6年の大坪産業株式会社と県と一緒に行われた住民説明会では、改めて住民から建設反対の多くの意見が出されたところであります。

住民の中から、設置の許可が出たことについて、戸惑いを覚えるとありました。

専門委員会が二度開催されましたが、住民からの様々な懸念や不安の声に対する専門家からの意見を付して、住民に対して何らかの回答がなされるものと期待していたからです。

よって、鳥栖市長からの意見にありますように、関係法令の遵守や地域住民の理解を得ることが重要であることを鑑み、本件につき事業者及び許可権者である佐賀県の立場から、さらなる丁寧な説明を住民に対して行っていただくことを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出すると、そういう内容になっております。

#### 中村直人委員長

それでは、ただいま趣旨説明がありましたけれども、県知事に対して適正な処置を求めるということではありますが、何かこの件について意見があったら。

#### 尼寺省悟委員

ちょっと、執行部に対して幾つか質問をしたいと思います。

この意見書は、住民理解を求める意見書、一番最後を書いてありますように事業者及び許可権者である佐賀県の立場からさらなる丁寧な説明を住民に対して行っていただきたいと、こういう内容ですね。私は、これに対して本当に異論はありませんが、最近麓の区長さん初めここに書いてありますように、住民の方はこの処分場に対して反対なんですね。

だから、私に対しても止めてほしいと、何とかしてほしいと、そういうふうな声がありました。それで、ここに廃棄物処理法に基づく最終処分場を設置する場合の流れと、これは執行部から頂いたものですが、これには一応真ん中のところに許可ということで、廃棄物設置許可申請の流れにおいて一応県は許可しておるわけですね、許可をしてると。

ところが、それで終わったわけじゃなくて、使用前検査確認の流れとか、あるいは産業廃棄物処分業許可申請の流れということで、最終的にここが操業開始するというまでには、執行部の話によると1年近くかかると。その間、事業者及び県は住民に対して、今理解を得てないんだから理解を得るために説明会をやっていただくという形の流れになると思うんですよね。

そこで、私は質問したいんやけれども、市は県に対して、住民に対して丁寧に説明して、住民の理解を得ていただきたいと書いてあったね、住民の理解を得ていただきたいと。

ところが、今得ていないわけです。得ていないんだから得ていただくまでは、まではね、許可申請の確認とか書類審査の許可とかそういったことをしないと。

住民の理解を得るまでにはこういったことをしないと、前に進めないといったことを、市としてきちっと事業者の説明をして、なおかつ県に対して、県に対してまだ許可を得てないんだから前に進めるなというようなことをやっぱり強く言っていただきたいと思うんやけど。

それが、住民の許可を得ることなんだというふうに私は理解してるし、私はこの意見書の趣旨は住民の理解を得ることっちゃうのはそういうことだと、住民の理解を得てほしいと、得ないままね、これを先に進めることはいかんというふうな趣旨だというふうに私は理解してるけれども、その辺どうなのか、執行部の立場を説明してもらいたいです。

#### 増田義仁環境課長

今回の産業廃棄物の処理施設の設置に関しましては、令和3年ぐらいからの動きと聞いておりまして、途中なかなか話がないような時期もありまして、一昨年ぐらいからまた動き出したような状況で、その許可の流れの中では市のほうにも地元自治体としての意見を求められております。

そちらの意見につきましては、生活環境の保全上の見地からの意見ということで、例えばそういう施設が来てほしくないから反対だというようなことは書かなくて、環境の保全上の見地の意見ということで、その中で市としては、地域住民に対して生活環境を確実に保全することを十分に説明して理解を得てくださいというような意見を出しております、ここはですね。

その意見を踏まえて、専門委員会が2回開かれ——12月と3月ですか。2回開かれて、その辺りも委員さんのほうから取上げていただいたり、当然地下水の懸念等ありますから、そのあたり十分注意してくださいね、というような意見も出されたということで議事録の確認をいたしております。

したがって、市としてはこのような文書を出している、県としてはそういう意見を踏まえて、専門委員会の中で議論をされて、必要な書類についてはそろっている、意見も聞き取って内容の整理もできたということで、連休明けに許可を出されたということで佐賀県のほうから伺っているような状況でございます。

#### 尼寺省悟委員

いや、私の言ってることはそういうことじゃなくてね、何回も言ったように、鳥栖市長は県に対して、住民の理解を得るようにと言ってるわけだね。

そして、専門委員会も県とか業者に対して、得ることが必要だというふうに言ってるから、だから必要、住民の理解が得られない状態であるならば前に進めないということだというふうに私、理解してるけど、そうじゃないのかと。

そうであるとするならばそのように、市として、あるいは県に対して強く、もし進めることがあった場合は、そうじゃいかんというふうなことを強く言っていただきたいというふうに言ってるわけです。そういう意味、私が言ってるの。

住民の理解を得ることはそういうことだろうと。住民の理解、今得られてないし、得られ

てないまま突っ走ってしまったらね、ちょっとこれは大変なことになる可能性だってあり得るんだから。

そういったことで、やっぱり鳥栖市の市民の立場から見ると、そういったことを強く県に対して行っていただきたいと、事業者に対して、そういうふうに言ってるわけ。

#### **緒方守市民環境部長**

先ほど、増田課長のほうから話がありましたように、県の委員会の中で様々な議論がされておりまして、その中で市から求めている意見に対しまして、業者の回答といたしましては、住民の方々にしまして、今後にも必要に応じて丁寧な説明をし理解を得られるように努力をしておりますというふうに書いておりますので、市からも地域の住民の方に対して理解を得られるように、そういう働きかけについては行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

だから何回も同じこと、私言ってるけど、分かるやろう、私が言ってることは。

県としてここで確認をすると、ここで許可を得ると、そうじゃないと最終的に事業者は営業活動できんわけだね。

だから、そういった意味で住民の理解を得られてないんだから、得られてないのは知っているわけでしょう。得られてないんだから、ね。

だから、そういった状況の中で、無理やりこれを進めることはしないでくれと、するなと。しないように市として、県として進めてほしい。県に対してもそのことを強く言っていただきたいと、そういうふう言ってるわけ。

#### **緒方守市民環境部長**

事業所に対してもですけれども、県に対してもそのような御意見をいただいていることについては、今後も働きかけていきたいというふうには考えております。

また今回、意見書という形で議会の中でもお話が出ておりますので、そういうことも含めて県の担当部局と話をしていきたいと思っています。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

もちろんこれ、釈迦に説法かもしれんけど、安定型処分場ってしてるでしょう、今旧真木町にあるあそこで、あれ一般廃棄物やけれども、あそこの中で燃えたやつとかいろんなやつ入れてる。あれコンクリートで四方八方固めてるわけよね。

ところが、安定型処分場っちゅうのは全く、上も下も横も何もないと。その中に入れ込む

と、入れ込むのは安定型と言われてるけど、何が入ってるか分からんし選別もできんと。

そういったことで、環境が汚染される、地下水が汚染される、そういったことを心配してるわけたい。だから、住民がそういった心配をしてるからそれに対して、いや、こういった措置を入れます、大丈夫です、こうやると言うて、住民の理解をちゃんと得ないと前に進めないといったことを市として、県として確認をしてもらわんとさ、困るという意味で、ちゃんとしっかりその辺はチェック、チェックじゃなくてね、指導強化をしていただきたいということを言ってるわけです。分かりましたか。

#### **緒方守市民環境部長**

繰り返しになりますけれども、県にはそのような御意見をいただいていること、また市としてもですね、住民の理解を得るようにということで、意見書を出しておりますので、そのことについては強く話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

すいません、執行部からもらったっていうこの紙で、ちょっと教えてください。

要は、流れの中でいったら、既にこの２段目の最後、許可まで降りてたってというのが今の状況ってことですよね。それで、その真上のところに環境保全協定書の締結ってあるじゃないですか。

これ括弧書きされて、締結できない場合は、県に経緯等を説明ってなってるんですけど、この環境保全協定書の締結っていうのは、どことどこが協定を結ぶっていう話になるんですか。

#### **増田義仁環境課長**

事業者と地元なので、自治会になるのか、その辺りです。

#### **池田利幸委員**

そうしたら、現時点では、その前に説明会とかがありました、こっちの文書で読ませていただくと、反対だっというふうに業者に言われたってここには書かれてますけど、この環境保全協定書の締結は、地元と業者はされてますっていう事実があるってことなんですか。

もしくは、締結できなかったんで、業者のほうから県に経緯等を説明して、それに県が納得したという形、どっちになってるのかなっていう部分は。

#### **増田義仁環境課長**

今、池田議員が言われた後者のほうでございまして、環境保全協定については締結をされておりません。

それで、佐賀県に対しましては事業者のほうから、そういった経緯のところについての説

明があって、今回の許可に至ったということで聞いております。

#### 池田利幸委員

それこそ、地元は納得がいったないので、結局締結されてない、その状況の中で業者のほうは、いろんな理由をつけて県に通しました。県はそれでオーケーしましたって言われるなら、この意見書が出たのはそのとおりだろうなとやっぱ思うんですね。

地元の皆様は、正式な説明、納得いく説明をもらってなくて、締結してないのに、ある意味業者が勝手にその理由をつけて提出してるっていう事実。それは、そしたら鳥栖市もそれを御存じっていうことになるってことですよ。

ここからはすいません、執行部じゃなくて、こっちの意見書ですけど、この意見書に書かれている最後のところですけど、最後求めていることは、よって鳥栖市長から意見にありますように、関係法令の遵守や地域住民の理解を得ることが重要であることを鑑み、本件につきまして事業者及び許可権者である佐賀県の立場からさらなる丁寧な説明を住民に対して行っていていただくことを求める。

要はこれ、この意見書で求めることは、県と業者とまた一緒になって説明会開いて、住民さんたちの納得が得られるように説明をしてくださいよっていうことを、市議会名で意見書として求めるっていう話でよろしいんですか。

#### 江副康成委員

そのとおりでございます。

#### 尼寺省悟委員

ただ、私としてはそのように理解してるというふうに言ったんであってね、要するに、地元の理解を得られないならば進めるなという意味だというふうに、私は意見書を受け取ったというふうに、私言ったんです。

だから、彼とはちょっと、どうも分からんけどね。

#### 池田利幸委員

私、本当の事実確認、この文書との事実確認。

それこそ、この文書のまま出すのであれば、求めることはそこですよ。それで、尼寺委員が言われてる部分であれば、文書を修正して、止めろっていうふうな文書で出すおつもりですかっていう、ここはもう、僕が、今聞いていることは全部事実確認の話だけです。

#### 尼寺省悟委員

それで全議員の方、議員の方の賛同を得られるならば私としてはそういった形でやってほしいけれども。

ただ、江副さんがどのようにその辺をお考えになったのか分からんけど、私たちはそう思

つとる。そのことで、議員の皆さんの賛同を得られるならば、さっき言ったような私が言ったような意味を込めた形でね、訂正できればと私は思ってるけど。

#### **中村直人委員長**

意見書を出すということで、まずは皆さんのほうでいいのかどうなのか確認をして、成文化については最終的には、20日の日の採決の前に、この意見書について成文化したものを皆さんと一緒に出すということで、それまでに成文化をすると、努力をしてもらうということになってくると思いますので、今日の時点はこの意見書を総務常任委員会の総意として出すか出さないかだけ決定をしていただきたいと思います。

最終的には、文面は今出てますので、それに今意見が個々出されておりますから、その分についてのある程度の議論をしていただいて、最終的には20日の日の採決前に成文化していくということをお願いしたいと思っておりますが。

#### **尼寺省悟委員**

もう1つだけ質問したいのが、さっきあなたが言った環境保全協定の締結って、業者と自治体、業者と鳥栖市かね、締結。(発言する者あり)

ああ、業者と地元の。自治体じゃ、ちょっと俺が聞き間違っとった。いいです。

#### **永江ゆき委員**

一番上の段に、関係市町への意見照会ってありますけど、鳥栖市は締結していないのに許可申請が出され、今許可されたって、どの部分まで携わってあって、この辺は全然知らなかったということですか。

#### **増田義仁環境課長**

経過については、存じ上げております、そこはですね。今回、佐賀県の許可でございますので、佐賀県を通じて聞くことが大半でございますけれども、その経過については存じ上げております。

#### **松隈清之委員**

成文化の過程で趣旨が変わるとコンセンサスがとれないんで、先ほど池田委員が言われたように、ここに今書いてある趣旨で、地域住民の理解を求めるような説明を丁寧に行っていくっていう趣旨から変わるんであれば、もうここで確認をしていただかんと、各会派に持って帰れんと思うんですよ。趣旨自体が変わってしまうと。

#### **中村直人委員長**

暫時休憩します。

**午後 2 時31分休憩**





本案は、本年3月31日付で鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要について御説明いたします。

改正内容は、2点でございます。

1点目は、国民健康保険の課税限度額の改正で、基礎課税分に係る課税限度額を65万円から1万円引上げ66万円に、後期高齢者支援金課税分に係る課税限度額を24万円から2万円引上げて、26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

5ページをお願いいたします。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置の対象となる所得基準の改正で、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において5割軽減では、国保加入者に乗すべき金額を29万5,000円から1万円引上げて30万5,000円に、2割軽減では、国保加入者に乗すべき金額を54万5,000円から1万5,000円引上げて56万円にそれぞれ改めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

国保税の課税限度額につきましては、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、課税限度額の超過世帯割合を1.5%に近づくように段階的に引き上げる運用ルールを設けております。これは、被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%になるように法定化されている規定のうち、1.5%の水準を引用しているものでございます。

令和7年度におきましては、高齢化や医療の高度化に伴う医療費や後期高齢者支援金の増加が見込まれる中で、特に後期高齢者支援分の限度額を超過する世帯の割合が上昇していることを踏まえて、引上げを行うものでございます。

この改正で、図のとおり高所得者の負担を上げることによって負担感が重いとされる中間所得層の負担をできる限り緩和することが狙いとされております。本市では、限度額超過世帯が23世帯減少し、約500万円の税収増が見込まれます。

7ページをお願いいたします。

国保税の軽減判定所得基準につきましては、低所得世帯に対して基準額以下の所得の場合、国保税の均等割額及び平等割額を世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置を行っております。

国は、5割と2割の軽減所得判定の基準については、物価上昇等の影響で軽減を受けている世帯が相対的に縮小しないよう、経済的動向等を踏まえて見直す慣例により、見直し幅を消費者物価など総合的に勘案して決めているところでございます。

この改正で、本市では軽減世帯が56世帯増加し、約270万円の税収減と見込まれております

が、この税収減につきましては保険基盤安定制度により県4分の3、市4分の1の負担割合により全額補填されることとなっております。

以上、説明でございます。よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**尼寺省悟委員**

1点だけ聞きたいと思います。

この課税限度額の引上げですが、4ページを見てみると平成22年から令和7年までずっと上がっているわけですね。多分、この調子でいくとこれから先もずっと上がっていくと思うんですよ。

引き上げる理由っちゅうのが何かといたら、要するに上限額を引上げなかったら中間所得層の負担増になると。だから上限を引き上げると、そういう趣旨で、それはそれでいいんですけれども。

じゃあ、109万円になるような世帯っていうのは、それほど高額所得者なのかどうなんかなというのをちょっと知りたいんで、引上げ後109万円になる世帯というのは、例えば夫婦で40代、50代の夫婦で、子供さんが2人、就学後ですね。そういう世帯で所得は幾らぐらいなのかつちゅうのをちょっと聞きたい。

**槇浩喜国保年金課長**

夫婦お二人で、就学をされている子供がお二人の世帯ということで、夫のみの収入ということになった場合の課税限度額109万円に達する世帯の所得は、大まかに試算しますと約650万円（82ページで「785万円」に訂正）程度ということになります。

以上です。

**尼寺省悟委員**

650万円ですね。はい、いいです、それは。

650万円がそれほどの高額所得者と思えんけど、国保の世帯の中では650万円ってのはかなり、ここで言うところの1.5%か、ぐらいなんだからそうなるのかなあということですね。幾らかちゅうのを聞きたいためにしたんであって、いいですそれで。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



中村直人委員長

それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

明日19日は、休会。それで、20日の日は10時から委員会を開会したいと思います。

現地はないようですので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、本日の総務常任委員会は、これにて散会いたします。

午後 2 時52分散会



令和 7 年 6 月 20 日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣

駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範

駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長 山内一哲

総務部長 小柳秀和

総務課長 田中秀信

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 緒方守

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼

消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

保険年金課長 槇浩喜

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

## 5 日程

### 意見書案

安定型産業廃棄物最終処分場許可にあたり住民理解を求める意見書の  
委員会発議について

〔採決〕

### 自由討議

### 議案審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第22号鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関  
する条例

議案甲第23号佐賀県競馬組合規約の変更について

議案甲第24号専決処分事項の承認について

議案甲第25号専決処分事項の承認について

議案甲第27号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作  
成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙におけ  
る選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第28号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例

〔総括、採決〕

### 所管事務調査

鳥栖駅・新鳥栖駅周辺整備事業について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし





尼寺省悟委員

基本的に、これ議案外だから、それを報告するかしないかは、執行部がこれは大事だからしようと、これはそうじゃないからしないということでの話だと思うんですね。

私が、環境課のほうに細かく聞いてみたのは、この件について、一応建物の設置について許可を得たच्छूूことを言うてきたんかच्छूूたら、口頭で言ってきたच्छूूよ、文書ではなくて。そういう点がちょっと、どうかなっていう気がするんやけどね。

ちゃんと文書で、こういった形で来てるけど、それは大体専門委員会として了承しましたという形で文書で来るならまだいいばってん、その辺が県のね、どうかなっちゃう気はします。

そして、あなたが言ったことについて、執行部としてそれほど重大なこととしてとってなかったから報告されんやったかもしれんけど、私としては言われたとおり、してほしいと思います。

中村直人委員長

事象にもよるし、いろんな、何でもかんでも言ってたらもうそれはちょっと、議会側も手につかんところもあるし、予算とあまり関係ないところではそんなにしないというのが――予算に関係するときは必ず議会のほうにしますけれども。

どこまでの範疇というのが、この線引きが難しいかなという気はしますけどね。

## 永江ゆき委員

牛原町の友達がいるんですけど、こういう話があつてるけど知ってますかというふうに聞いたときに、やっぱり知らなかったんですよ。

私も今回初めて知ったんですけど、影響が出始めて、何で議会は、議員は知らんやっとなって言われても、あとから言われても本当になんて言っているのか分からないので、影響が出始めてこういう問題って大きくなっていくんじゃないかなと思うんですよ。なので、こういう話があるっていう、さっき尼寺委員がおっしゃったように、口頭で言われてきているっていうことがやっぱり軽く見られてるのかなあって、鳥栖市自体がですね。

だから、やっぱりそこは少しずつ、議会も鳥栖市へも、県がちゃんと説明をして、順序よく丁寧に説明をしていただけるためには、これをさらっと流さないほうがいいんじゃないかなって思ういがあるんですけど、どうでしょうか。

江副康成委員

これを重大なというか、大きな問題だという形で委員の皆さんが考えていただくと非常にありがたいんですけども。

牛原町は、二度にわたって全世帯に対するアンケートっていいですか投票っていうか、や

られておりまして、その家族間で話がされてあるか否か知りませんが、町民全体で二度の意思表示をされたという事実はありますので、その部分だけは、町で共有されていたということだけはちょっと申し添えていたほうがいいのかと。どこまで盛り上がっているか、全体として盛り上がってる、知らない人もいるかもしれませんがですね。

その部分だけの事実だけは押さえとってもらいたいということだけはちょっと一言。

#### 永江ゆき委員

実際、九割ぐらいの人が反対されてるってということで、議員のほうに、委員会のほうに協力いただけないかっていうところで、資料もこんだけ、しっかり作っていただいて、力を貸してくれっていうふうに今回、こういう形になったんじゃないかなと思うんですけど。その時点で、私は知らなかったの、何と言っていいのか、最初びっくりしたんですよ。

だから、令和3年に市のほうに、そういう意見照会っていうことがあったということなので、何かもうちょっと議会に対して丁寧に説明があれば、情報共有ができてれば、ありがたいなと私は思っております。

#### 中村直人委員長

ですから、捉え方もあるかと思いますが、本当にする場合については、ちゃんとした説明をしなければなりませんし、議会側にもそういうものをしてら調査権がありますので、個々人も調査をしながら、そしてそういう声を大きくして行って、市全体の問題にするとか、そういったこともできると思いますので、この線引きが大変難しいですけれども、住民に対していろんなことがある場合については、ある程度議会側にも報告してほしいというふうな旨は言えるかと思いますが。

そこら辺、何でもかんでも言いなさいというわけにはいけませんので、そういった、この範疇で捉えていただいて、議会側にも報告しとかないかなということがあれば、報告してほしいという要望はできると思いますので。そういう方向でいっていいですか。

#### 松隈清之委員

委員長言われるように、どこで線を引くかっていうのが、執行部は多分悩ましいと思うんですよ。

だから、確かに立地する地域の方からしたら不安の多い、今回は不安の多い施設なので、こういう話になりますけど、ただ佐賀県とか鳥栖市とか日本全体で考えると最終処分場自体は不足をしてるので、やっぱりどっかに立地をしていかなければいけないっていう意味では、地域の方々が理解を示されているところであれば事業としては進める方向に多分県もあると思うし、市も多分そこは地域の方が理解されるのであればということで、市長も環境とか地域の理解があればということで意見書を出されていると思うんですね。

それで、今回はまだその地域の理解は得られてないということなので、こういったお声が上がって、我々もこういう意見書を出す流れになっているんですけど、県の許認可とかに関して全部が全部そういうわけでもないで、どこまで報告を求めるのか。

かといって、これはもめそうだからっていう線引きを勝手に執行部がするものなのかっていう、だから言うのは結構簡単なんですけど、その線引きをするのは、結構執行部は難しいんじゃないのかなと思います。

#### 永江ゆき委員

おっしゃるとおりだと思います。

なので、市民に影響を与える可能性がある事案に関してっていうくくりではどうでしょうか。

#### 池田利幸委員

市民に影響を与える可能性があるやつを全部報告してくださいっていうやつは、かなり難しくなるし、全部にもなるし、ある意味、行政は行政としてのルールによって許可を行っていくっていう部分がある中で、これを報告全部上げなさいよって言って、市民の皆さんが不安に思っているからって言って、議会が全部ストップをさせるのかっていう話になったら、じゃあ、行政のルールは意味なくなるんじゃないかっていう部分もあるんですよね。

それで、今回のパターンっていうのが、僕自身としては正解だと思ってて、いろんな行政ルールであっていることに対して住民さんがこれは不安だ、何とかしなきゃいけないけんちよっとよろしくねって言って、そこの間に議員が入って問題提起としてやる。それが、議員の責務でも多分あろうし。

だから、何でもかんでも報告を上げなさいは、多分無理があるし、その各部門部門の責任っていう区分では、僕は今回のやり方が正解なのかなと。

もう既に、トラブルになってしまっている案件がありますよっていうのであれば委員長とかに報告が上がって、さあ、どうしますかっていう部分はあるんですけど。

あるかもしれないからっていうやつを全部ピックアップしなさいよは、多分執行部は、選択的にしきれないかなという部分はあるんで、もうトラブルになってしまっている案件があるんですよっていう部分を報告してもらおうとかいうやつだったら可能かもしれませんが、未然にっていうのは、なかなか厳しいかなっていう部分は個人的には思います。

#### 松隈清之委員

追加するなら、今回県の許可の話なんですけど、市で許可を出すやつとかも別に我々、毎度毎度報告は受けてないんですよね。じゃあ、市民に影響があるって言われると——市民っていうのは特定の地域も含めて市民ですから。

開発行為一個にしても、そんなん全部報告で出されたところで、もう影響するって言えば絶対影響しない人いないですよ、何かするってことは。

だから、影響するって言われれば、もう全てになってくるので、そういったことは市も県もかわらず、そういう申請とかの段階で、全部それを報告するっていうのは現実的にはちょっとどうなのかなって。

今、池田委員が言われたように、市民がこれちょっと問題だという問題意識を強く持って、一定のそれが固まりになって議員とかに言っていただければ、それを我々の目で見て確かにこれはどうかなっていうやつは、今回のような動きはできるかもしれないですけど。逆に、膨大な報告が上がっていったときに我々が全部それチェックできますかっていう、声が上がっているかどうかすら分からないやつをチェックできるのか。

そうなったときに、議会に全部報告しているのに、議会は全部スルーでしたよって言われるのもちょっとどうかなと思うんです。

#### 永江ゆき委員

すいません、そういう重たいものではなくって、タブレットにこういうことを許可してまず、こういうことが行われますっていうふうな、所管の各委員会に御配慮をいただければ把握が、情報共有ができるのかなっていうふうに思ったんですね。

だから、この事案っていうのがすごく、やっぱり問題になっていく。安良川の上流域でそういうことをされたときに、下々までずっとこう。農業にしたって河川にしたって、地下水にしたって影響を及ぼすので、すごく大きな問題だと私は思うんですよ、これは。

だけど、こういう県の事業であっても、四阿屋のプールもそうだったんですけど、なんがありよってねって私言われたんですよ。

こっからここまでは県、だけどこっからここまでは市っていうことを、県がそこまでやっていることを知らなかったの、ちょっと情報を共有していただけたらありがたいなという意味で、こういうことを鳥栖市における開発っていうか、する場合は議会に報告っていうか、委員会に報告をしていただけたらありがたいなっていう情報共有を求めたいと思ってるんですけど。

#### 松隈清之委員

四阿屋の件に関しては、多分所管する委員会には報告をされてますよ。

もう市の事業としてあるし、ここは県がやりますっていうのは過去、何年前ですか――二、三年前ですかね、事業始まったのが。それぐらいのときに委員会の中では報告をされてます。

だから、要はどこからどこを報告してもらおうと思うかによって全然違うと思うんですけど、今回のやつは申請があって、許可が出される事案ですよ。要は、県の事業ではなくて、

県が許可をするってということなんですけど。

だから、県が決定したやつっていうのは、資料も見ようと思えば、報告という形でないにしても公になっている資料なんで分かりますけど。

申請っていうのは、申請段階では分かんないですよ、なかなか知る由がない。そういうものに関してどこまで、で許可するかどうかもその時点では分からないわけですよ、申請段階では。だから、申請が上がってきた段階で、こんな申請が来てますけどっていうやつを、これは何で報告しなかったんだっていう、執行部で勝手に判断して——これはちょっと重た目だから報告しとこうかって、これは報告しなくていいだろうって、その線引きは絶対するわけですよ。

でも、その線引きですら何でそこで線を切ったんだって我々に言われたら、じゃあ、もう結局全部上げなきゃいけない。それで、全部上がってくると我々議会としては、事業をするかどうかわかんないやつも含めて申請段階のやつまで上げられると逆に混乱しませんか。そして、そんだけあるとそこまで一個一個、だんだん見なくなるんですね。

そうすると、議会に報告しているけど議会の人は何も言わなかったよって、逆に我々の問題意識をそうになったら問われるし。

だから、池田委員言われるように、住民の方、本当に問題だと思っているんだったら我々議員に声を上げていただいて、取り上げるっていうやつが現実的なのかなと思いますけどね。

言わんとしていることは分かります、ただそこを我々と同じレベルで、執行部がこれはやっぱり報告しとこうっていうものがちゃんと一致すればいいけど、それは議員個人の問題意識によってもすべきかどうかが違うことなので、そこを合わせるのはちょっと難しいのかなと。

ただ、今回のようなやつは想定されるので一言あってもよかったなという気はしますが、だからつつって今後申請段階のやつとかまだ決定しないけど、こんなのが進んでますみたいなやつをどこまで報告させるのかっていうのは非常に難しいと思うし、逆に我々がそれ进行处理できるかどうか疑問です。

#### **永江ゆき委員**

決定された分だけ、私たちは市なので、管轄ではないので、ただ情報を把握しておく必要があるのではないかと思いますので、決定したものだけ、鳥栖市ではここをこういうふうに、県がやりますよとか、そういうレベルでもいいのかなとは思いますが、どうでしょうか。

#### **中村直人委員長**

今、意見がそれぞれありますけれども、それは議会側にも大変だと思いますし、極端には裁量的な問題も出てくるでしょうし、どこまで言えばいいのかというのもし出てくるし、大変

難しいところがあると思います。

ですからこういった、逆に問題提起があった時点で審査を、調査をするとかそういった点も必要になってきますので、全てを報告ということではなくて、本当に市民に対しても、同じような事業であっても賛成反対もおるだろうし、議会側にそういう報告をされても賛成反対が出てくるだろうし。逆に言うと、せっかくみんなでやろうというところが逆になったりといろんなことをすると思いますので、そこにはいろんな判断が求められますから。

ですから、やっぱり執行部にもこの判断を求めていかなきゃいけないところがありましょから、そういった面じゃ全体的に影響を与えるようなことについては報告を、これはもう必ずすると思いますので、そういったところでしかちょっと線引きは難しいかなという気がします。

### 江副康成委員

本件について、執行部からの報告の話が、そういう形で切り口されたんですけども、あと一つは地元の議員というか、私のほうからそういう話を何でっていう話もあるのかなと思いつながらちょっと聞いておったんです。

今回、さっき言われたように、5月9日に口頭で県のほうから許可しましたからということで区長さんとか何人かのほうに、市にもですかね、御連絡があったということなんですけれども、それに対して不服があるときには、実は一つの方法として行政不服審査法という形で、3か月以内に不服申立てできるわけです。

あと一つは、我々の立場もそうやけど、もともと許認可を下ろしたこと自体が一つ大きな問題、どっちかっていったら佐賀県議会、県議のほうの問題でもあるわけですよ。

いろいろ方法がある、そういう形で当然情報を連絡して私も地元の方には話しておったんやけど、今回会期中に鳥栖の市議会のほうでもこれを取上げてくれということ、もう尼寺議員のほうに強く言われて、持ち上がって、私も協力して今回こういう意見書をしたということで、住民の人の意思に基づいて、それに集まって私たちは動く。だから、住民の人の意思がどこになるのか、いや、当然法律に基づいて不服申し立てしますよという方法もあれば、我々じゃなくて県議会のほうに話を持っていかれることもあるかもしれんけど、今、委員長が言われるように、県議会のほうの話からすると、結局容認するような御意見のこともあれば、やっぱり住民の理解が得られなければ駄目だということを強く思っている方もいらっしゃるわけですよ。

その中において、取り得る手段として、今回こういう形のほうでやったということで、それに合わせてやっとなら議会の方で問題にさせていただいたから執行部のほうも話がそれに基づいて答えられるというようなステージに入ったのかなと。だから、執行部のほうがあらかじ

やっぱり、最終的には地元の方とかに一番被害っていうか、利害関係者の人がどう考えて、  
 どういう手段で救済を求められるのかというところが一番の原点なのかなと私は思います。

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。



– 82 –

中村直人委員長

ありがとうございました。



総括

中村直人委員長

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて、何か総括的に御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

総括を終わります。



採 決

中村直人委員長

これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

まず、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、当総務常任委員
付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

議案甲第22号鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

中村直人委員長

次に、議案甲第24号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

=====

議案甲第25号専決処分事項の承認について

中村直人委員長

次に、議案甲第25号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。



議案甲第27号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第27号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ss

議案甲第28号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第28号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

中村直人委員長

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~

総務常任委員会の行政視察の件

中村直人委員長

続きまして、総務常任委員会行政視察の件を議題といたします。

この件に関しましては、伊藤副委員長から説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

所管事務調査

鳥栖駅・新鳥栖駅周辺整備事業について

中村直人委員長

それでは、所管事務調査を行います。

執行部からの説明をお願いいたします。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

それでは、御説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

鳥栖駅周辺整備事業について、現在取り組んでおります鳥栖駅東短期施策検討の状況について御報告をさせていただきます。

まず前段といたしまして、地元関係団体から成る検討会を実施しておりましたので、開催結果について御説明をいたします。

鳥栖駅東短期施策検討会は、鳥栖駅東側からの利便性向上等を目的とした短期施策の検討にあたり、広く意見を聴取するために設置したもので、短期施策の検討やその他必要な事項について御意見をいただきました。

検討会は、令和5年度から令和6年度までに次の4回開催し、構成員は次の皆様になります。区長会連合会、鳥栖商工会議所、鳥栖商工センター、商店街連合会、サガン・ドリームス及びSAGA久光スプリングスの代表の方に御参加を頂きました。

4ページを御覧ください。

検討会では、主にこの5案について御意見をいただきました。

1の1案の南側地下通路の延伸プラス東口設置、2-1の跨線橋プラス改札連絡通路、第3案の新規地下通路プラス東口設置、第4案の跨線橋プラス東口設置、第5案の北側地下通路の延伸プラス東口設置の計5案になります。破線は、地下の施設を表現したのになります。

それ以外にいただいた主な御意見を御紹介いたします。

スピードが最も重要であり、コストをかけない工夫は大切であるといった短期施策の具体化にあたっての御意見。駅東側だけでなく駅西側からも鳥栖駅を使いやすくなるように整備を進めてほしい。また、日常的に人が訪れる施設の立地を考えることが重要といったまちづくりの推進を見据えた御意見などをいただいております。

3ページを御覧ください。

検討会のあとに、昨年10月から学識経験者やＪＲ九州から成る鳥栖駅東短期施策えき・まちづくり協議会を設置し、これまで、次の２回開催したところでございます。昨年度の構成員につきましては、九州大学の坂井教授を会長、鳥栖市から大久保副市長を副会長とし、福岡大学の柴田教授、ＪＲ九州の中島担当部長、また鳥栖市から松雪政策部長と中島建設部長となっております。

第１回協議会の議事は、これまでの検討状況、経緯、まちづくりの検討、進め方、駅東短期策として鳥栖駅東短期施策検討会での検討状況の報告や短期施策を進める上で必要となる駅周辺のまちづくりや鳥栖駅東短期施策５案について確認を行い、意見交換を行いました。

第２回の議事は、第１回の協議会の振り返り、鳥栖駅東短期施策案の評価、将来構想とし、前回の協議会の結果を受けた検討方針により、鳥栖駅東短期施策５案について評価を行い、意見交換を行いました。

第２回の結果といたしましては、先ほど４ページでお示しをした、１－１の南側地下通路延伸案と第２の１案の跨線橋プラス開札連絡通路に絞って、検討、深度化していくということが確認され、現在検討を進めているところです。

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

次に、新鳥栖駅周辺整備事業について説明をさせていただきます。

資料は、５ページと６ページをお願いいたします。

６ページにつきましては、新鳥栖駅周辺の航空写真を載せております。

５ページの新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務につきましては、プロポーザルにて発注を行っております。調査業務につきましては、履行期間が契約日の翌日となっておりますので、令和７年４月１７日から１０月３１日まで、契約相手先が中央コンサルタンツ株式会社佐賀事務所、契約金額は税込み８９４万３、０００円にて契約を行っております。

２番の現在までの進捗につきましては、４月１８日に業務概要につきまして、第１回目の協議を行いました。調査地区の条件等の確認、上位計画との整合内容との確認等を行っております。５月２６日につきましては、現地調査を行っております。午前中に現地調査についての協議を行いまして、午後から業者と市の職員につきまして合同現地調査を実施し、対象となる地区における自然条件、地形、道路状況等の現況の確認を行いました。

３番の今後につきましては、引き続き、調査、条件の整理を行い、民間事業者へのヒアリングなどを実施しまして、実現方策やまちづくりの基本構想について検討を行っていきたいと考えております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ありましたら発言をお願いしたいと思います。

それで、ここプロポーザル審査結果で、次点交渉権者なしなんですけど、1者しかなかったってことですか、プロポーザル参加者自体が。

暫時休憩します。

=====

再開いたします。

評価について、細かいところについては申し上げられませんが、区画整理なり何なりその手法について提案された中身が、ほかのところと比べてよかったということです。

– 90 –

が感じられたっていうところが大きな点だと思います。

松隈清之委員

分かりました。

こういう、一つの提案みたいな形が多分出されると思うんですけど、今回の所管事務調査の趣旨と離れるかもしれませんが、もともとこのプロポーザルを入札をやろうと思ったときに、逆に、理解してないプロポーザル参加者がいる時点で、入札はあんまり成功じゃないと思うんですよ、僕は。

いろんな合格に達しているところの中から、ここがいいよねっていう選択肢があるからこそプロポーザルのよさがあるので、このプロポーザルの入札を事前の準備っていうか、そこがちゃんと理解されずに参加者がほかにもいたっていうことはちょっと残念かなということがありますんで、僕は入札の手法としては金額だけじゃなくていろんな提案を受けられるプロポーザル方式はいいと思うので、今後また新鳥栖駅でさらに別の形で提案を受けることもあるでしょうし、ほかのところもあるでしょうから、みんなちゃんと合格点に、最低でもなるような入札をしていただきたいということは、ちょっと苦言めいて申し上げたいと思います。

この辺りは、開発自体にそもそもいろんなハードルがあると思ってるんですけども、そこ自体はあらかた、めどはあると思っていいんですよ。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃられているのは、農地の問題だったりいろんな規制の問題だったりすると思いますが、そこについて、一定めどが立っているっていうところまで至ってませんけれども、我々としては開発が可能な手法で除外なり何なりを考えています。

松隈清之委員

鳥栖市として、新鳥栖駅は一つの拠点として位置づけをされているところなので、やはりある程度、周辺の開発は必須なのかなっていうふうには思っております。

今後の提案を期待したいと思います。

池田利幸委員

この説明の資料に書いていただいている、5月26日の第2回協議の中での地区利用構想案っていうふうに。

ごめんなさい、土地利用構想案って協議を書いてもらって、具体的にはどういうことをここでされてる——僕もずっと気になってるのが、この地区は大きく国の規制がかかって、あと1種・2種・3種の農地とか、そういうものを含めて土地の利用構想案というのがここでどういう話をされてあるのか、文書だけで見たら案をつくり始めているっていうことなのか

なと思うんですけど。どういう構想に、現時点でなってるのかと思ひまして。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

第2回目の土地利用構想の案については、今回、契約したコンサルのほうから、一つの案として絵的なものを提案されていると。

それが決定とかいうわけではなくて、今の段階で、一つの案として提案されたものについて意見交換を行っています。

池田利幸委員

土地利用構想、要はこの土地は住宅用地ですとか、商業用地ですとかいうことを示してあそこ——これは僕個人の意見ですけど、新鳥栖駅のすぐ近くの踏切、あそこのところがボトルネックになっている部分の解消とかないとなかなか土地利用的にはないよねって、ここをどうしようかだとか、そういう面まで話が、向こうからの提案が出てきているっていうことになるんですか。

土地の使い方ももちろん、今、既存であるやつの使い方とかそういう部分は全く出ずにここはどういう土地として活用したほうがいいのかなんていう提案がまずはなされたっていうことなんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

そういう細かいところまでの絵的なものについては出されておられませんけど、例えば、駅の東側へのアクセスの方法だったりとか、土地利用の、今おっしゃった住宅系なのか、商業系なのか、その辺りについてはまだ白紙の状態ですけども、一つの案として、どういう土地の範囲が開発の可能性のあるのかとかそういったことの提案を、一つの提案を受け入れるということです。

池田利幸委員

最後に、僕も気になっている、要はその13ヘクタールでしたっけ、全部で。

そこは、基本的に向こうが書いてきて、提出している絵とかも含めて、規制とかを取っ払ってその13ヘクタール全ての土地利用っていうのを考えた絵が出てきているのか。構想的にもそれでやっていく、要はもう規制は全部、基本とっばらってるっていう方向で市としても考えながら現時点で進めていらっしゃるっていう理解でいいんですか。

要は、ここは現時点でちょっと使えそうにないかなっていう場所が出てきているとかそういうのはなく、13ヘクタール全体としての絵を今時点では書こうとされているっていう部分でいいんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

それも含めてですけども、どの範囲が適切な範囲になるのかということも含めて、今

まさに検討を行っているところで、規制についても、当然、検討する中で、こういった方法で規制の解除を行っていくのかということもアドバイスを受けながら進めていくという形になると思います。

以上です。

池田利幸委員

コンサルさんのやり方、考え方、手法であつたら1種・2種・3種農地よりも筑後川下流用水の受益地の規制を外すほうが、きついようなイメージがあるんですけど、そこも外せる可能性は高いっていうことでいいんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

そこも含めて検討中です。

以上です。

尼寺省悟委員

3ページにある鳥栖駅東短期施策えき・まち協議会の件なんですけど、その前の検討会の時には、これは傍聴に行くこともできたし、議事録も公開されとったけれども、この協議会についてそれがないんで、一般質問でもあつたけれども、一体そこで何が話し合われてどういったことが問題になっているんかと。

駅東については皆さん関心が高いし、期待も多いんで、一体どうということが話し合われて、どがんなつとるとやろうかちゅうのは、私も前から思ってたけど、その辺どうなんですか。

議事録とかそういったの、当然作られてると思うけど、その辺のオープンにするとか、その辺はいかがですか。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

えき・まちづくり協議会につきましては、政策決定過程での議論を行うということで、非公開という形でさせていただいております。

ただ、会議のあとの議事録は、概要にはなりますが、ホームページ上で公表をさせていただいているところです。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっとごめん。最近耳が遠いんで、あんまり聞こえんやったっちゃけど。いや、皮肉で言ってるわけでも、本当に聞こえんで、もう一度大きな声で言ってくれんかね。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

えき・まちづくり協議会につきましては、政策決定過程での議論になりますので、非公表という形でさせていただいております。

ただ、これまでの、2回開催した協議の結果につきましては、議事概要になりますが、ホームページで公表をさせていただいているところです。

以上です。

尼寺省悟委員

ホームページに載せているということやけん、一回見たけれども、あれもあんまり、私の理解が浅いかもしれんけれども、何かもう少し前の検討会の、そこまでできないなら、できないかもしれんけどもうちょっと分かるような形で、できんのかなと思うんやけど。交渉事だからできない、そういうことね。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございせんか。

伊藤克也委員

同じく鳥栖駅東短期施策についてなんですが、確認なんですが、今2回行われておりまして、これって期間は決められていましたっけ、大体1年とか2年とか、そういう期間で結論を出していくっていうのは。

ある程度、決められた中の協議をされているっていう認識でよかったんですかね。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

えき・まちづくり協議会の期限については、明確にいつまでというのは決めておりませんけれども、大体短期施策ですので、特に駅東側の開け方については早い段階でお示しをしたいと思います。

以上です。

伊藤克也委員

そうですね、なるべく早い段階でということで、一応2回の協議で、第1の1案と第2の1案に絞って検討、深度化させていくっていうことなので、今後はこの両案のうちの一つに決定をされていくんだろうなということだと思うんですね。

それについては、今、いろいろ検討していただいていると思うんですが、第3回目にはこの2案のうち1案に決定するような形になるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃられたとおり、今、2月に2案に絞って、それぞれについてより、事業費だったりとか、事業期間だったりとか、もしくはその安全性の問題、そういったものを今まさに深度化をしている段階です。

第3回目には、その状況というか結果をお示しする中で、1案に絞っていきたいと考えて

います、最終的にはですね。

最終的には、当然、このえき・まちづくり協議会の御意見を踏まえた上で、市のほうで方針については決定していくというふうに考えています。

以上です。

伊藤克也委員

今、説明をいただいた内容で、協議を庁内の中で進めていただいているんですね。

その案を基に次回、第3回目を開いた中で決定をしていただくっていう流れっていうのは大体理解をさせていただいたんですが、もちろんいろんな協議を庁内で検討されていると思うんですね、予算の面とか、今言われた安全性の面とか。

そういったのを総合的に判断されていくので、ある程度の時間は必要だろうなという想像はしてるんですが、大体いつ頃をめどに第3回目を開きたいというふうなことで考えられているのか、そこを教えていただきたいと思います。

松雪努政策部長

これは以前、一般質問でもいただきましてお答えをしているんですけども、一応めどとしては夏頃っていうことでお答えをさせてもらってますので、さっき向井が言いました早急についていうところとつながってくるのかなと思ってます。

池田利幸委員

すいません、さっきのところの関連でこれだけ聞かせてください。

今、ずっと庁内会議でされている分、最終的にはある程度決まったところで、もう一度ＪＲと、あそこの建物、土地とかＪＲでしょうから、最終的にＪＲと交渉して、この案でいくけんがっていう交渉を、最後ＪＲとされるっていうことになるんですか、行程上は。要は、決め手っていう部分、建て替えます、けどあそこの土地、ＪＲですよ、線路を含めて。

地下を触りますとかいう、最終的にこの案で決まりましたけん、これでさせていただきますっていうことをＪＲに交渉せないかんということになるんですか。

もうしますで決定したら、完全にそれでオーケーですっていうことになるんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

一つは、協議会の中にＪＲ九州さん入っていただいております。

その中で、いろいろ議論をしていただく形はいたしておりますが、当然、おっしゃるように、どちらかの案に決定すればそこから関係部署との協議をすることになると思います。

以上です。

池田利幸委員

だから基本的協議会とかＪＲが入ってるってことは、案で決まったときに、要はずっと今

まで段階を踏んでやってきて決まりました。

それで交渉したけど、やっぱり駄目って言われたら、それは全部が駄目にもちろんなるんで。要は、その前に協議にも入ってもらっとるけん、基本過程としてはそれで方向性が決まったときには、そういうやり方とかの調整はあるでしょうけど。

基本、その計画に対してＪＲがノーって言うことはない状況をつくりながら協議は進めていかれてるっていうことでよかったですよね。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

今、公式にＪＲ九州さんを出すとするならば、先日古宮社長のほうがおっしゃられていた、複数案、どの案ももう技術的には可能だろうと。

ただ、施設の老朽化だったりまちづくりの観点からそれぞれ検討し、決めていく必要があるだろうというのが、ＪＲさんの公式の見解だというふうに思っています。

それで、おっしゃるようにとすれば、どの案かで進むにしてもその細かい工事の過程、電力だったり保線区だったり、それぞれの部署との協議が必要になりますので、入り口のところについては、当然、協議会、もしくはその社長のコメントを代用するならば、そういった形になるんですけど、実際個別の工事へ入っていくとなると、そこでそれぞれの部署と交渉、協議が必要になると考えています。

以上です。

松隈清之委員

ただ、今、池田委員が言われたように、当然交渉の場に、協議会の場にいることなので、もちろん実際やろうとしたら必要な協議が出てくるだろうけれども、いやいやそんなことは無理ですよ、なんていう議論にはならんでしょうっていうことの確認なんですよ。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

先ほど申しましたとおり、ＪＲの公式見解としてはどの案も技術的には可能だろうということですので、あとはコストだったり、事業期間だったり、そういったものについてはそれぞれの手法によって変わってくるものと考えています。

以上です。

松隈清之委員

ただ、コストにしても事業期間にしても、判断するのは鳥栖市なんでしょう。だから、鳥栖市が、例えば、今、２案——第３の案が出るのかどう分かんないですけど。

鳥栖市がこれで行こうということを決めたならば、それに対して、いやそれはちょっとコストがとか、期間とかを理由に断られることはないってことですよね。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃるとおり、鳥栖市のほうで方針を決めますので、それについては、JRさんの公式見解としてはどれも可能だろうということですので、そこに対する個別の工事に対する調整とか協議とかは必要になると思いますけど、入り口としてはどれも可能だろうというふうに考えています。

以上です。

江副康成委員

新鳥栖駅と鳥栖駅と一つずつ、ちょっと御質問させていただきます。

まず、新鳥栖駅の話なんですけれども、これ都市計画マスタープランとかそれに基づいて検討されるもんだろうなと思うんですけれども、例えば新鳥栖駅、今、新幹線問題で、今のままなのか、あるいは新幹線が乗り入れるのか、あるいは久留米に持って行かれてしまうのか、いろいろパターンがあるじゃないですか。

あるいは山浦スマートインター、今、一生懸命やってもらっているんですけど、そのときにその関連の関係もありますけど、都市計画マスタープランに基づいてほかの部署も一生懸命やっている部分との整合性——非常に難しいところあると思うんですけど、そういうことを織り込みながら、どこまで織り込んでやれるのかというのはまたあるかもしれんけど、今回のコンサルさんとやろうとしてるところは、幅を持たせて、新幹線が乗り入れて山浦スマートインターも34号線までずらっといくような感じという、私が見て望ましいかなというパターンからどちらもなかなかうまくいかなかった、そういうときのパターン、そういった幅を持たせたところの検討ってどういうふうに考えられているのかなと。

今、どういうふうな形で進められるのかなというのをちょっと確認の意味で。非常に難しい取扱いだと思うんですけど。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

関連事業を含めた土地利用の在り方については、広域的な観点が必要かなと思っています。

おっしゃるように、山浦スマートインターというのは、まちづくりの骨格を変えていくところも若干考えられますし、そのときに新鳥栖駅周辺の役割がどういう役割を果たすべきなのかということも含めて検討していくことになると思います。

以上です。

江副康成委員

新幹線のほうがなかなか、答えづらいというか、難しい部分があるかなと思いますけれども、ただ例えば、新鳥栖駅から分岐して新幹線が行った場合のときのまちのあるべき姿と今のときの状態の姿とはちょっと違ってくるんだと思うんですよね。

結局、広域的に使ってもらう、駅前周辺をするわけだから、そっちのほうの部分は、現時

点でどのぐらいの受け止め方で進められようとしているのかなというのを。

松雪努政策部長

江副委員おっしゃられた、その分岐っていうのは、アセスルートの分岐をおっしゃってる
と思っているんですけども、アセスルートっていうのはもう公開されてまして、随分先で
分岐をしていくんですね。下のほう、分岐をするなら、ですので、ここの新鳥栖駅周辺とそ
の分岐とはリンクしていないと僕は思っています。

江副康成委員

物理的にはそうなんですけれども、人の乗り入れの出入りも含めて、駅を結局分岐されて、
私は新鳥栖駅でいろんな方面のところが連結分離とかいう形で盛り上がっていくべきだろう
と思うんだけど、そのまま博多のほうに行きますよというんじゃ、なかなか鳥栖として
は面白くないでしょうから、それが結局はきちんと止まっていたいて、人が乗り降りする
ような駅周辺を形づくっていかんとして、そういうところの念頭はありますかという話です。

松雪努政策部長

私もそう思っております。

江副康成委員

今度は鳥栖駅のほうなんですけれども、私が、当然検討会とかずっと入っていないくて、今
の話を聞いたら私がちょっと誤解してたのかなと思ったんですけど。新聞報道の発表のとき
の話からすると、地下道の延伸が第1オプションで、それができなかったときには虹の橋っ
ていうか、それを使ったところ、そういった形で1と2で少し優劣が感じられたんです、も
ともと。

今の話からすると、2つの案を精査してどちらもできると、それはできるだろうとは思
うんですけども、そうなった場合、従来の、昔、高架だ、あるいは橋上駅だというときと同
じ議論がまた繰り返されてしまうんじゃないかなというふうに思っ。

一番には腹くくって、まず駅の延伸ができるかどうか、できるならばそれでやると。

できなければ、それできない、できませんでしたって言ったらやっぱりいかんからですよ。
次の案でいくというそういうような、私は当初そういう受け止め方してたんですけど、その
辺りは変わってしまったのか、あるいは私の誤解だったのか、その辺りはいかがですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃられるとおり、2案については、主案として南側の地下道の延伸案、副案として
虹の橋を使ったそれぞれのホームに渡す方法ということで、我々はそこは変わっておりませ
ん。

ただ、えき・まち協議会の中で議論していただく中では、それぞれのメリット、デメリッ

トっていうんですか、そういったものとか、あと財政負担的なもの、事業期間も含めてですけど、そういったところをえき・まち協議会のほうで議論していただいているということでございます。

以上です。

江副康成委員

当然、今までの経緯を含めて、高架だという、幅広いくんちくがある方がいっぱいおられて、あるいは橋上駅だって形で、皆さんいろいろ思いを持っておられて、市長選挙で争点になって、どっちにするかというぐらいの、それぞれに対して、きちんとしたビジョンを持って、熱意を持ってやられている方たちがおられるわけだから、当然そういったところでもいろいろ話を聞くと、それはもっともだと、そっちがいいねと思われる方もおられるし、こっちがいいねと思われる方も出てくるでしょう。

でも、そうやったら本当に先に進むのかなと、だから私はこれ、本当に先に進んでるのかなと。

どちらかに舵がとれないんじゃないかなと心配する部分があったもので、実はこれも何回も委員会で言っているけど、中川原議員が——私は線路の上を歩いて行けと言ったような人間やけど。

それでももうちょっと現実的に、例えば、どこかで催物をするときに階段をずらっと運んできて、2階、3階のほうに直接行くみたいなそういう移動式のゴンドラみたいにあるじゃないですか、それと同じような意味で、今の6番線のところに、結局仮設の橋を持って行って、跨がせていけば、最終的にはどちらにも触れてないけれども、当面、東側から人が入るというような方策も、それぐらいの落としどころをせんと、両方ともそれぞれすごいサポーターちゅうか、おられる中で決められるのかというのを危惧してるわけです。

いや、決めてもらうのはいいんだけど、今言われたように第1案と第2案、少し優先度合いが違うということであれば、地下道の延伸、それでできるんだったらそれをやるというように受け止めていいんだったら先に進むかなと思うんですけど、その辺りいかがですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

簡易的にホームに渡すようなことも、一つの方法かとは思いますがけれども、通常時はそれで耐えうるのかもしれませんが、どうしてもサッカーの試合とか、年に数回ですけどそのときのことも想定せざるを得ないので、そういったところで、今、検討をしているということです。

一つの方法としては、あり得るかと思います。

江副康成委員

あそこのところに行ったら、基本的にえーと思うぐらいの、仮設みたいな橋というか横断歩道がかかっとしてですね。これ恒久的に30年、40年使うような感じじゃないけど、しっかりしたやつば造ってあって、そういうふうな、取りあえずじゃないけれども、当面機能するような形の造り方もあるもので、基本的に。

長崎市ですら、そういうふうな方法でやってるわけなんです。最終形じゃなくて、中間形みたいなやつで。

松隈清之委員

それで、特に今回は短期施策っていうことで打ち出されてますので、今後の駅、あるいは駅周辺の在り方についてはまた改めて考える時期が来るんだろうと思います。

場合によっては、江副さんが言うように、なるだけお金をかけずに、東口を結ぶっちゅう手法が安全性とかをクリアした上でできるのであれば、それも一つの選択肢になるだろうし。

あくまで今回、短期施策ということで、そこはやっぱり事業目的からしたら選択する上で一つの大きな基準になるのではないかなというふうに御意見を申し上げておきます。

〔発言する者なし〕

以上で、所管事務調査を終わります。

– 100 –

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和 7 年 6 月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時27分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

